平成２８年第２回美幌町議会定例会会議録

平成２８年３月　８日　開会
平成２８年３月２５日　閉会

平成２８年　３月　８日　第１号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
（諸般の報告）
日程第　３　行政報告
日程第　４　議案第７４号　第６期美幌町総合計画の基本構想について（委員会報告）
日程第　５　報告第　１号　総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
日程第　６　同意第　１号　美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　７　議案第１４号　町道路線の変更について
日程第　８　議案第１５号　町道路線の廃止について
日程第　９　議案第１６号　平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１１号）について
日程第１０　議案第１７号　平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第１１　議案第１８号　平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）について
日程第１２　議案第１９号　平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第４号）について
日程第１３　議案第２０号　平成２７年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第３号）について
日程第１４　議案第２１号　平成２７年度美幌町水道事業会計補正予算（第３号）について
日程第１５　議案第２２号　平成２７年度美幌町病院事業会計補正予算（第４号）について
日程第１６　議案第２３号　財産の貸付について
日程第１７　議案第２４号　美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
日程第１８　議案第２５号　オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更について
日程第１９　議案第２６号　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第２０　議案第２７号　番号法施行条例の一部を改正する条例制定について
日程第２１　議案第２８号　美幌町附属機関に関する条例等の一部を改正する条例制定について
日程第２２　議案第２９号　美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
日程第２３　議案第３０号　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第２４　議案第３１号　美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第２５　議案第３２号　美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第２６　議案第３３号　美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定について
日程第２７　議案第３４号　美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
日程第２８　議案第３５号　美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第２９　議案第３６号　美幌町消費生活センター設置条例の制定について
日程第３０　議案第３７号　美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定について

日程第３１　議案第３８号　平成２８年度美幌町一般会計予算について
日程第３２　議案第３９号　平成２８年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
日程第３３　議案第４０号　平成２８年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第３４　議案第４１号　平成２８年度美幌町介護保険特別会計予算について
日程第３５　議案第４２号　平成２８年度美幌町公共下水道特別会計予算について
日程第３６　議案第４３号　平成２８年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
日程第３７　議案第４４号　平成２８年度美幌町水道事業会計予算について
日程第３８　議案第４５号　平成２８年度美幌町病院事業会計予算について
（平成２８年度町政執行方針）
（平成２８年度教育行政執行方針）
日程第３９　一般質問　６番　戸　澤　義　典　君

○出席議員

１番　髙　橋　秀　明　君	２番　大　江　道　男　君
３番　新　鞍　峯　雄　君	４番　上　杉　晃　央　君
５番　稲　垣　淳　一　君	６番　戸　澤　義　典　君
７番　早　瀬　仁　志　君	８番　岡　本　美代子　君
９番　坂　田　美栄子　君	
１１番　橋　本　博　之　君	１２番　中　嶋　すみ江　君
１３番　古　舘　繁　夫　君	議　長１４番　大　原　　昇　君

○欠席議員

副議長１０番　吉　住　博　幸　君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
選挙管理委員会委員長	松本光伸君	監査委員	髙木　清君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島　学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩　浩君
建設水道部長	小西　守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂　聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木　斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤　明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君

産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西　順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國　求君	事務連絡室次長	小南　徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	石澤　憲君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	大場正規君	農業委員会事務局長	西　俊男君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本　勝君	議事係	寺田　好君

午前１０時００分　開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、平成２８年第２回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１２番中嶋すみ江さん、１３番古舘繁夫さんを指名します。

―――――――――――――――――――――

◎日程第２　会期の決定

○議長（大原　昇君）　日程第２　会期の決定についてを議題とします。

去る３月１日に、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１１番橋本博之さん。

○１１番（橋本博之君）〔登壇〕　平成２８年第２回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る３月１日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告します。

本日、８日、第１日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、平成２７年第７回定例会で、特別委員会に付託された議案第７４号第６期美幌町総合計画の基本構想についてを審議し、報告第１号総務文教厚生常任委員会から事務調査の結果を報告します。続いて、同意第１号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから平成２７年度関連議案である議案第１４号町道路線の変更についてから、議案第２２号平成２７年度美幌町病院事業会計補正予算（第４号）についてを審議します。平成２７年度関連議案の審議後に、平成２８年度関連議案である議案第２３号財産の貸付についてから議案第４５号平成２８年度美幌町病院事業会計予算についてまでの２３件を一括上程した後、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。その後、一般質問に入りますが、通告順に戸澤義典さんの１名を予定しています。

第２日目、９日は、前日に引き続き一般質問を行い、中嶋すみ江さん、坂田美栄子さん、稲垣淳一さん、吉住博幸さん、大江道男さんの５名を予定しています。

第３日目、１０日は、第２日目に引き続き一般質問を行い、新鞍峯雄さん、岡本美代子さん、上杉晃央さん、髙橋秀明さんの４名を予定しています。

第４日目、１１日は、平成２８年度関連議案の説明を受けます。

第５日目、１２日、土曜日及び第６日目、１３日、日曜日は休日休会となります。第７日目、１４日及び８日目、１５日は、開会後、本議会を休憩し、各議員から休憩中に議案の疑問点整理を行います。

第９日目、１６日及び第１０日目、１７日は、開会後、本議会を休憩し、休憩中に関係部局から疑問点に対する聞き取りを行います。

第１１日目、１８日は、平成２８年度関連議案の質疑を行います。

第１２日目、１９日土曜日、第１３日目、２０日日曜日及び第１４日目、２１日祝日は、休日休会となります。

第１５日目、２２日は、第１１日目に引き続き、平成２８年度関連議案の質疑を行います。

第１６日目、２３日は、前日に引き続き、平成２８年度関連議案の質疑を行います。

第１７日目、２４日は、開会後、本議会を休憩し、終日、会派等による審議を行います。

第１８日目、２５日は、平成２８年度関

連議案の表決を行った後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、団体からの陳情及び意見書の提出を求める陳情・要望を６件受理しておりますので、その取り扱いについて報告します。

軽度外傷性脳損傷仲間の会からの軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情、北商連婦人部協議会及び北見民主商工会からの所得税法第５６条の廃止を求める意見書採択についての陳情、美幌地区連合会からの給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書に関する陳情につきましては、意見書を作成し、国等の関係機関へ提出いたします。

また、キッズ・ボーティング・ジャパンからの未来の有権者のための模擬投票所設置に関する陳情、靖国神社国営化阻止道民連絡会議からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請の２件については資料配付の措置といたしました。

以上とおり審議を進めることとし、会期を本日３月８日から３月２５日までの１８日間、実質１３日間としますが、議案審議の進行状況によっては日程を順次繰り上げるなど調整することもありますので、ご承知のほどよろしくお願いします。

本定例会は、新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期１８日間の長丁場となります。慎重なる審議に議員各位の協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

以上です。

○議長（大原　昇君）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から３月２５日までの１８日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月２５日までの１８日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したもの配付しておりますので、御了承願います。

なお、吉住議員、体調不良のため本日、鈴木農業委員会会長、公務及び所用のため本定例会中、松本選挙管理委員会委員長、所用のため明日以降、平井副町長、インフルエンザのため本日から１１日までの間、欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第３　行政報告

○議長（大原　昇君）　日程第３　行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　本日、ここに平成２８年第２回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第１に、御寄附についてであります。

平成２７年１１月４日、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から、博物館展示備品整備及び木育施設整備のために役立てていただきたいと３００万円を、平成２８年１月１９日、宮城県仙台市にお住まいの中川勲様から、医療関係の充実のために役立てていただきたいと１００万円を、１月２１日、網走信用金庫理事長小山志郎様から、網走信用金庫創立９０年を記念して、青少年の育成事業のために役立てていただきたいと１００万円を、それぞれ御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第２に、国勢調査結果の概要についてであります。

昨年１０月１日を調査基準日として実施されました平成２７年国勢調査の人口速報集計によりますと、本町の人口は２万３００人、世帯数は８，６２６世帯となっております。

これを前回、平成２２年国勢調査結果と比較しますと、人口で１，２７５人、５．９％の減少、世帯数でも９９世帯、１．１％の減少となっております。人口減少の要因は、最終的な集計結果を待って分析しなければなりませんが、少子化の進行及び町外への就学や就職などが考えられます。

なお、詳細な調査結果は、後日、総務省統計局から順次公表されることとなっております。

第３に、美幌町立国民健康保険病院の医師確保及び診療体制についてであります。

平成２７年６月以降の国保病院の診療体制は、常勤医師及び非常勤医師の招聘により、内科・総合診療科・循環器内科・外科・小児科・整形外科・泌尿器科・腎臓内科・眼科・脳神経外科の１０科体制となり、１０名の常勤医師と２名の非常勤医師により診療を行っているところであります。診療体制が整いつつある中、さらに診療体制の充実を図るため、引き続き医師の招聘を行ってきましたが、このたび、病院見学を終えた内科医師より、本町国保病院の常勤医師として、平成２８年４月１日付で赴任したい旨の意思表示があったところであります。

採用を予定している医師は、札幌医科大学医学部卒業の、現在、新ひだか町の静仁会静内病院に勤務している小林秋人医師、３８歳であります。

小林医師は、消化器内科が専門で、日本消化器学会専門医、内視鏡学会専門医、日本内科学会認定医、日本プライマリケア学会認定医・指導医、臨床研修指導医の資格を有しており、採用後は、一般内科・消化器内科医師として診療に当たる予定であります。

また、オホーツク管内において、呼吸器内科の専門的な診療を行う医療機関が少ないことから、国保病院での呼吸器内科の開設を図るため医師招聘に取り組んでまいりましたが、このたび、国保病院の新たな診療科として、毎週木曜日の午後に非常勤医師による呼吸器内科を平成２８年４月より開設することといたしました。

診療に当たる医師は、旭川医科大学医学部卒業の大松広伸医師、５２歳であります。

大松医師につきましては、現在、千葉県柏市の独立行政法人国立がん研究センター東病院で勤務しておりますが、平成２８年４月より網走市に居住することから、本町国保病院の非常勤医師として勤務したい旨の申し出があったところであります。

呼吸器内科の診療に当たりましては、肺

がんＣＴ検診認定医の資格を有していることから、肺がん化学療法や肺のＸ線・ＣＴ読影の専門性を生かして診療を行う予定であります。

今回の医師招聘により、国保病院は、従来にない診療機能の充実が図られることとなりますが、眼科医師の常勤化や産婦人科医師の招聘を含め、今後も引き続き、将来を見据えた医師確保対策に取り組むとともに、病病・病診連携や保健・医療・介護・福祉のネットワーク推進に取り組んでいく所存であります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

同意第１号については、本町固定資産評価審査委員会委員佐藤俊一氏は、本年３月２５日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

町道路線の変更、廃止について。

議案第１４号町道路線の変更については、第４６１号道路の路線統合に伴う変更をしようとするものであります。

議案第１５号町道路線の廃止については、第４６５号道路の路線統合に伴う廃止をしようとするものであります。

平成２７年度各会計の補正予算について。

まず、一般会計の主なものとしては、事業確定に伴う債務負担行為及び地方債の補正を、情報セキュリティー対策システム構築委託料として１，８６３万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金システム作成委託料として３３９万５，０００円、東陽小学校特別支援学級の新年度からの増設に係る準備経費として２２３万７，０００円、その他、年度末における事務事業の確定に伴う執行残の整理などを行おうとするものであります。

次に、特別会計及び企業会計についてでありますが、国民健康保険特別会計については、受診件数の減少に伴う療養給付費の減額などを、介護保険特別会計については、利用者の増加に伴う施設介護サービス給付費の追加などを、公共下水道特別会計については、建設事業費の確定に伴う減額などを、個別排水処理特別会計については、個別浄化槽清掃業務委託料の増加などを、水道事業会計については、水道管路整備事業の確定に伴う建設改良費の減額などを、病院事業会計については、医療機器更新事業の確定に伴う建設改良費の減額などを行おうとするものであります。

財産の貸付について。

議案第２３号は、美幌峠牧場における預託内容の確保を図るため、有限会社ワタミファームに美幌峠牧場の施設などについて、時価よりも低い価格及び無償で貸付するための議決をいただきたいものであります。

過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

議案第２４号は、平成２６年度から本町が過疎地域の指定を受けたことに伴い、国の財政上の優遇措置を活用するため、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の議決をいただきたいものであります。

規約の変更について。

議案第２５号オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更については、オホーツク東部広域農業水利管理協議会において、農業用排水管理に関する事務をあわせて共同して管理及び執行することになったことから、規約を変更しようとするものであります。

条例の制定について。

議案第２６号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、行政不服審査法の改正に伴い、美幌町行政不服審査会の設置及び行政不服審査法の手続き等について関係する条例の改正をしようとするものであります。

議案第２７号番号法施行条例の一部を改正する条例制定については、マイナンバーを利用できる事務に、ひとり親家庭などの母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務の追加及び文言等を整理しようとするものであります。

議案第２８号美幌町附属機関に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、附属機関の新設及び既存の附属機関に係る規定を改正しようとするものであります。

議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定については、町長部局及び教育委員会職員の増員により、子育て支援対策、地域活性化などの充実を図るため改正しようとするものであります。

また、病院事業において、診療科目の増設に伴う医師の増員及び医療技術者並びに看護師の増員など、医療体制の充実を図るため改正しようとするものであります。

議案第３０号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、美幌町職員の給与に関する条例に等級別基準職務表を規定するほか、文言等の改正をしようとするものであります。

議案第３１号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、既存住宅の増改築に係る認定事務の追加及び建築物の省エネルギーに関する認定事務に係る手数料を規定しようとするものであります。

議案第３２号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、美幌町乳幼児等医療費の助成について、助成対象枠を拡大しようとするものであります。

議案第３３号美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定については、季節保育所において保育料の多子軽減を行おうとするものであります。

議案第３４号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定については、へき地保育所における保育料の多子軽減について、上限年齢の引き上げを行おうとするものであります。

議案第３５号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、在宅医療・介護連携推進事業及び生活支援体制整備事業について、事業実施猶予期間及び事業開始時期を定めようとするものであります。

議案第３６号美幌町消費生活センター設置条例の制定については、消費者安全法に基づく消費生活センターの設置について、同センターの組織及び運営に関する事項などを定めようとするものであります。

議案第３７号美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定については、美幌町移住体験住宅の使用料に灯油料金を加えようとするものであります。

なお、平成２８年度各会計予算につきましては、後ほど、平成２８年度町政執行方針において総括的に御説明いたしました後、各議案について逐次御説明申し上げてまいりますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げ、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

○議長（大原　昇君）　これで、行政報告を終わります。

◎日程第４　議案第７４号

○議長（大原　昇君）　日程第４　議案第７４号第６期美幌町総合計画の基本構想についてを議題とします。

本案につきましては、平成２７年第７回定例会において、第６期美幌町総合計画審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○議事係長（橋本　勝君）　３、審査の結果。

第６期美幌町総合計画の基本構想について、関係職員の出席を求めるなどして慎重に審議した結果、原案どおり可決すべきものと決定した。

４、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第７６条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（大原　昇君）　本案について、副委員長の報告を求めます。

１１番橋本博之さん。

○１１番（橋本博之君）〔登壇〕　委員長欠席のため、副委員長の私から報告させていただきます。

修正箇所は何点かありましたが、原案どおり可決されました。しかし、委員の中から、総合計画の審査に当たっては、基本構想にあわせて基本計画の内容も大きくかかわってくることから、今後、基本計画も議会の議決を経るべきとの議論や意見も多かったことを口頭意見として１点報告させていただきます。

以上です。

○議長（大原　昇君）　これで、副委員長報告を終わります。

これから、議案第７４号第６期美幌町総合計画の基本構想についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、議案第７４号第６期美幌町総合計画の基本構想については、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――

◎日程第５　報告第１号

○議長（大原　昇君）　日程第５　報告第１号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に、報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○議事係長（橋本　勝君）　３、調査の結果。

近年、少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加などを背景に、親類縁者がいない、または、親類縁者がいても遠方に住んでいる、子供に墓地の継承に伴う負担をかけたくないなどのさまざまな事情から、従来のような家族を単位とした墓地を維持していくことが困難になっている方が増加している。

このことから、従来のような家族単位で埋葬される墓地にかわる新たな選択肢の一つとして、継承を前提としない宗教法人の永代供養墓や多くの人々が共同で利用する合葬墓の関心が高まってきた。

一般的に、通常の墓地に比べて初期費用が安く、継続的な管理費等が発生しないといった経済的利点も永代供養墓や合葬墓に関心を寄せる理由となっており、個人が自主的に選ぶ埋葬方法の一つとなっている。

このような状況を踏まえ、当委員会では、合葬墓設置の取り組みについて着目し、道内の先進地を視察・調査したので、その代表的な取り組みを紹介したい。

千歳市（平成２８年２月１日現在、人口９万５，９２２人）では、合葬墓設置の要望に応えて、２度のアンケート調査を実施した後、市営墓地の駐車場の一角、敷地面積２５平方メートルに建設費６５３万２，０００円の全額を市内の葬儀業者から寄贈を受け、平成２７年５月に合葬墓「千縁塚」が建設された。焼骨収蔵数は１，５００体で、使用年数は５０年を予定しており、合葬墓の使用料は１体５，０００円となっているが、合葬墓前での読経、聖書朗読、供物、供花など、宗教的行為は禁止されている。合葬墓設置後の申し込み状況は、開設後３カ月で、改葬３４体、焼骨４５体の計７９体で、生前予約は１６名となっている。

北見市（平成２８年２月１日現在、人口１２万９６２人）では、平成２５年４月に

市営北見ヶ丘霊園内、敷地面積１７平方メートルに北見合同納骨塚が建設され、建設費３８６万４，０００円のうち、一部は市民からの寄贈によるものとなっている。焼骨収蔵数は２，０００体で、使用年数は５０年を予定しており、合同納骨塚の使用料は１体５，０００円となっているが、合同納骨塚前での読経、聖書朗読、供物、供花など宗教的行為は可能となっている。合同納骨塚設置後の申し込み状況は、調査時点で、申し込み人数１３１名、焼骨埋蔵数２４２体で、生前予約は行っていない。

網走市（平成２８年２月１日現在、人口３万７，３０９人）では、市民から合葬墓設置の要望があり、平成２５年１０月に市営潮見霊園内の敷地面積３５０平方メートルに、霊園造成工事にあわせて潮見合葬墓「和」が建設された。焼骨収蔵数は３００体で、使用年数は３０年を予定しており、合葬墓の使用料は管理料と合わせて１体２万円となっている。また、合葬墓横には墓誌が設置されており、希望者は名前を刻むことができ、年１回、献花式が催されている。合葬墓設置後の申し込み状況は、調査時点で、申し込み焼骨埋蔵数は１５８体で、生前予約は２７１人となっている。

以上のとおり、先進地も含め調査・検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

１、合葬墓の設置について。

３市の合葬墓・合同納骨塚を調査した結果、合葬墓・合同納骨塚建設の是非に関する事前の市民・宗教団体等への調査の有無、墓前での宗教的行為の是非、墓誌の有無等で若干の相違が見られるが、合葬墓の開設は、設置した自治体の予想を超えて高い評価を得て歓迎されている。また、宗教団体等からの異論も事前・事後ともに皆無と言える状況にある。

美幌町においても、少子高齢化、核家族化等により、墓の継承について不安を抱える町民がふえていること、ライフスタイルの変化とともに墓に対する町民の価値観が多様化していることから、町民のニーズを十分認識して、町民の安心に資するため、早急に町営合葬墓の建設を図るべきである。

○議長（大原　昇君）　本件について、委員長より報告を求めます。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）〔登壇〕　一言だけ、口頭で申し上げたいと思います。

調査の結果は報告のとおりであります。

また、合葬墓の設置についての当委員会の意見は、いずれも少子高齢化、核家族化などによりまして、墓の継承についての町民の不安が大変ふえている、議会の報告会の中でも直接的に合葬墓をぜひ設置してほしい、こういう声も私どもは聞いているところであります。

特に一言だけ申し上げたいのは、例えば、網走市のように、お墓を拡充する際に、その設計料あるいは建設の事前の調査の費用も含めて一切の費用が実は使用料の計算式の中に入っておりまして、町民の負担は一切ないというのが合葬墓の特徴であります。そういう点では、行政としてぜひ胸を張って町民の期待に応えるということが必要ではないか、このように思っているところでございます。

そこの部分を委員会としてもしっかり認識いたしましたので、あわせて、委員長として追加報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（大原　昇君）　これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第６　同意第１号

○議長（大原　昇君）　日程第６　同意第１号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　同意第１号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員佐藤俊一氏は、平成２８年３月２５日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字高野９５番地の５。

氏名、佐藤俊一様。

生年月日、昭和３２年１０月６日生まれでございます。現在３期目でございます。

以上、御説明を申し上げました。

よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、同意第１号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――

◎日程第７　議案第１４号

○議長（大原　昇君）　日程第７　議案第１４号町道路線の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　議案第１４号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

道路法第１０条第２項の規定により、町道の路線を次のように変更しようとするものであります。

町道の路線の変更につきましては、記以下の１路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料１ページ、２ページをお開き願います。

資料１、議案第１４号関係、町道路線の変更についてであります。

路線名は町道第４６１号道路で、字稲美の旧自衛隊第２官舎の東側に位置する路線であります。

２ページの図面では、変更前路線を二重線で表示しており、黒丸印の起点で町道第４２９号道路、終点は町道第４６０号道路に接続している道路であります。変更後は実線で表示しております。町道第４２９号道路を起点として、町道第４６０号道路を重複路線として間に挟み、町道第４２９号道路を終点とするものであります。

参考資料の１ページにお戻り願います。

変更前、変更後の総延長、実延長、重複延長、最大敷地幅員、最小敷地幅員は記載のとおりであります。

なお、起終点の住所につきましては、議案本文で記載しておりますので、朗読を省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第１４号町道路線の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第８　議案第１５号

○議長（大原　昇君）　日程第８　議案第１５号町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　議案第１５号町道路線の廃止についてを御説明申し上げます。

道路法第１０条第１項の規定により、町道路線を次のように廃止しようとするものであります。

町道路線の廃止につきましては、記以下の１路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明させていただきますので、参考資料の３ページ、４ページをお開き願います。

資料３、議案第１５号関係、町道路線の廃止であります。

路線名は町道第４６５号道路で、議案第１４号と同様、旧自衛隊第２官舎の東側の路線であります。４ページの図面では、廃止路線を実線で表示しており、黒丸印が起点で、町道第４２９号道路、終点は町道第４６０号道路に接続している道路であります。廃止後は、議案第１４号で説明申し上げました町道第４６１号道路として供用しようとするものであります。

参考資料の３ページにお戻り願います。

廃止する路線の総延長、実延長、重複延長は記載のとおりであります。

なお、起終点の住所につきましては、議案本文で記載しておりますので、朗読を省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第１５号町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第９　議案第１６号

○議長（大原　昇君）　日程第９　議案第１６号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案第１６号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１１号）について御説明を申し上げます。

平成２７年度美幌町の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、主に年度末における執行残の整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７，４１６万３，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ９９億８，３７９万２，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の変更は、第２表、債務負担行為補正により御説明を申し

上げます。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更は、第３表、地方債補正により御説明を申し上げます。

それでは、議案１６ページをお開きただきたいと思います。

第２表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

平成２７年度、平成２８年度で策定を行います美幌町公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳整備業務委託料について、入札執行残によりまして３９０万１，０００円を減額し、限度額３９３万２，０００円の変更を行うものでございます。

次に、１７ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正について御説明を申し上げます。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業についてでございますけれども、サイバー攻撃が急速に複雑化、巧妙化しており、マイナンバー導入に伴い、情報漏えいを未然に防ぐため、情報セキュリティの強化を図るものでございまして、インターネット接続系とＬＧＷＡＮ接続系を分割するとともに、認証制度を従来のパスワード認証に加え、指紋と指の静脈をスキャナーで読み込む認証を追加するものでございます。

総事業費につきましては１，８６３万円で、国庫補助が補助基本額上限の１，３３０万円の２分の１で６６５万円を、残りの１，１９０万円に対して起債を求めるものでございます。

起債額１，１９０万円のうち、補助裏であります６６０万円につきましては、補正予算債、充当率、交付税措置１００％で、残りの５３０万円につきましては、一般補助施設整備等事業債の通常分として充当率７５％、交付税措置５０％の借り入れを起こそうとするものでございます。

次に、保健福祉総合センター整備事業から林業施設災害復旧事業までにつきましては、事業費確定による減額でございます。

一番下の旭小学校屋外遊具更新事業につきましては、起債対象外となったことに伴います減額でございます。

この結果、平成２７年度地方債について、１，３６０万円を減額して６億８，１６０万２，０００円とするものでございます。

次に、３２、３３ページをお開きいただきます。

３、歳出について御説明を申し上げます。

３３ページ、一般管理費の庁用事務費の増、通信運搬費につきましては郵便料の増でございます。

その他につきましては、年度末の整理を行うものでございます。

次に、３５ページをお開きいただきます。

３５ページ一番下の積立金、財政調整等基金積立金の増でございますけれども、今回の補正に係る財源調整分を公共施設整備基金への積み立てとして１億２，１７２万４，０００円を、それから、利率等の預入率の減によりまして２６９万７，０００円を減額、また、１月２２日に網走信用金庫小山理事長様から、創立９０周年を祝して、地域青少年育成に役立ててほしいと１００万円の御寄附をいただいたものを積み立てするものでございます。

なお、今定例会において補正をしております平成２７年度各基金の補正後の年度末予定残高につきましては、参考資料の５ページに添付しております。

次に、３７ページをお開き願います。

電算管理費、電算システム事業費の増の情報セキュリティ対策システム構築委託料１，８６３万円につきましては、第３表、地方債の補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

それから、一番下の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金３４９万８，

０００円につきましては、交付金再算定に伴う増でございます。

次に、３９ページをお願いします。

一番下の高齢者福祉推進事業費の増につきましては、４１ページで御説明を申し上げます。

４１ページの一番上の修繕料１４万４，０００円の増につきましては、「たすけあいチーム」への貸与の除雪機の修繕を行うものでございます。

それから、同じく年金生活者等支援臨時福祉給付金システム作成委託料につきましては、臨時福祉給付金支給に向けたシステム作成に係る委託料、その他は年度末の整理を行うものでございます。

次に、４３ページをお願いいたします。

児童福祉総務費、法人立施設等運営費負担金につきましては、藤幼稚園に対する施設型給付費の増で、園児数の増加によるもので、２，０９７万２，０００円の増でございます。

次に、４５ページをお願いいたします。

児童措置費、児童手当についてでございます。１，８２１万円の減額でございますけれども、これは、支給延べ児童数の減少によるもので、特に３歳未満の減少が大きかったところでございます。

次に、４７ページをお願いいたします。

清掃費のごみ分別収集関連事業費の増、手数料の業務等委託料４万７，０００円の増につきましては、ごみ袋売り払いの増によるものでございます。

次に、４９ページをお願いいたします。

農地費の道営土地改良事業費でございます。

上から二つ目の食料供給基盤強化特別対策事業負担金６万４，０００円の増につきましては、町内在住者が大空町の畑総事業に参加したことに伴います負担分でございます。

次に、５１ページをお開きいただきたいと思います。

林業総務費、林業推進事業費の増の積立金２６２万１，０００円でございます。これは、社会医療法人恵和会様から９９万８，５０６円、生活協同組合コープさっぽろ様から３３万９，６７３円、ＮＰＯ法人コンベンション札幌ネットワーク様から１１５万６，０１２円、株式会社宮田建設様から１２万９，０００円のそれぞれ御寄附をいただいたものでございます。

次に、５３ページをお願いいたします。

上から二つ目、除雪対策事業費の増の臨時職員賃金１００万２，０００円の増でございます。これは、除排雪作業の職員の時間外手当１２名分の増加によるものでございます。

次に、５５ページは、年度末の整理で、５７ページをお開きいただきたいと思います。

２、小学校費、学校管理費の小学校管理事業費の修繕料でございます。東陽小学校の新年度入学の特別支援学級在籍予定者が１１名となり、現６学級から７学級に増設が必要となったことから、入学式までに改修が必要となったため、今回補正を行うものでございます。

それから、庁用備品についてでございます。今、説明を申し上げました東陽小学校の特別支援学級増設に伴う備品類が４９万２，０００円、それから、平成２８年度からスタートします授業改善推進チーム活用事業に向けた備品整備が４３万円でございます。

次に、５９ページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費、中学校スクールバス運行事業費の増、修繕料でございます。これは、平成１２年購入の報徳・田中・日並線運行のスクールバスの屋根の修繕を春休み中に行うものでございます。

続いて、６１から６３ページについては年度末の整理でございますので、６５ページをお願いいたします。

職員給与費のその他手当１２５万２，０

００円の増でございますけれども、時間外勤務手当の増でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、２２ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入について御説明を申し上げます。

歳入につきましても、歳出と同様、主に年度末における整理を行うものでございます。

まず、町民税、所得割１，８７４万４，０００円の増でございますけれども、これは、主に自衛隊員の海外派遣による給与所得の伸びによるものでございます。

続きまして、固定資産税、現年課税分の１，７１０万９，０００円の増でございますけれども、設備投資等による償却資産の増などでございます。

次に、２５ページをお願いいたします。

国庫補助金の総務管理費補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金６６５万円につきましては、地方債の補正で説明を申し上げました。

その下の個人番号カード交付事業費補助金の増３４９万８，０００円につきましては、交付金再算定による増でございます。

それから、社会福祉費補助金の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金３７４万７，０００円につきましては、システム改修に係る補助金でございます。

下から二つ目の総務管理費補助金、地域づくり総合交付金の増１２０万円につきましては、毛布、床マット、仮設トイレ等の購入に対する補助でございます。

続きまして、２９ページをお願いいたします。

１７款、寄附金でございます。

社会福祉寄附金５万円の増でございます。１２月２５日、仲町１丁目の岡田宏将様から子育て支援のためにと５万円の御寄附をいただいたものでございます。

その下の林業費寄附金、教育総務費寄附金については、歳出で説明したとおりでございます。

それから、財政調整基金繰入金の減につきましては、今回の補正の財源調整として繰り入れの戻しを行うものでございます。

その下のふるさとづくり基金繰入金の減につきましては、充当予定事業費の確定に伴う減でございます。

３１ページをお願いいたします。

町債につきましては、第３表、地方債補正で説明を申し上げたとおりでございます。

以上、御説明を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩とします。再開は１１時１５分といたします。

午前１１時０２分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、質疑を行います。

４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　それでは、３点質問したいと思います。

まず、１６ページの債務負担行為の補正のところで、先ほど、入札執行残ということですけれども、設計した金額から相当落ちているのですが、何か特別な事情があったのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、３７ページの一番上の情報セキュリティ対策システム構築委託料の関係で、先ほど指紋照合というような御説明がありましたが、具体的にもう少し詳しく、どこかの特定の部署でセキュリティ対策をするために、そこに従事する職員の指紋を照合して対策するのか、その辺の状況がよくわからないものですから、お教えいただきたいと思います。

それから、３７ページの一番下のマイナンバーの関係ですけれども、現状での登録状況がどれぐらいの件数になっているのか

ということと、通知して戻ってきたものは、私の記憶では、たしか３カ月間ぐらい市町村で保管するという説明を前に受けていたと思うのですけれども、現在、保管している件数はどの程度あるのか、それについて御説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（大原　昇君）　契約財産主幹。

○契約財産主幹（石坂　聡君）　補正予算の１６ページ債務負担行為の補正という話の中で質問がありました。

年度当初、４月２３日に入札を行いまして、入札の結果としては、落札率が５０．１９％となっています。当初予定した金額から相当落ちているということで、今回、債務負担の補正をさせていただいております。

その中で、実情的には、総合管理計画は２８年までということで、２６年から始まって、地方としては最初のほうに当たります。そういう意味では、業者さんの中では、一斉に始まりますから、実績を上げたいという状況にあったのかと思います。

ただ、そういう中で、結果として５０．１９％になりましたが、私どもとしては、外から見ていることになりますけれども、そういう状況の判断をしております。以上です。

○議長（大原　昇君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　状況はわかりました。ところで、何社ぐらいを指名して決まったのか、指名数だけ教えてください。

○議長（大原　昇君）　契約財産主幹。

○契約財産主幹（石坂　聡君）　お答えします。

６社を指名しまして、そのうちの２社が辞退してございます。辞退したのは、二十一世紀総合研究所と株式会社ＮＴＴファシリティーズの２社でございます。

内容的には、今回、固定資産台帳と総合管理計画を出していますので、やはり、どちらかというと固定資産ができない業者というか、手薄なところもあったりして技術者が配置できないという理由があって辞退されているということになっています。以上です。

○議長（大原　昇君）　電算主幹。

○電算主幹（河端　勲君）　上杉議員の御質問にお答えいたします。

今回計上させていただきましたシステム構築でございますけれども、マイナンバー制度の導入に伴いまして、個人情報の漏えい事故を未然に防ぐための技術指針が総務省より示されたところでございます。

内容といたしましては、マイナンバー業務に関する部分、一般事務に関する部分についてのインターネット接続を分離して、セキュリティを保持するという項目が１点、２点目として、マイナンバーを取り扱うパソコンを使用できる者を厳格化するため、複数の認証にしなさいという２点でございます。

マイナンバー業務を取り扱うパソコンにつきましては、既にインターネットには接続できないようにしておりますので、インターネットを介しての感染、情報漏えい等はないものと判断しておりますけれども、一般事務に使用しているパソコンにつきましてはインターネット接続が可能な状況になっておりますので、その対策といたしまして、ファイアウォールとか管理サーバーの増設等によりましてセキュリティレベルを向上しようとするものでございます。

また、現在使用しているパソコンを使用する際につきましては、各職員に割り当てておりますＩＤとパスワードによって認証されています。ですが、今後、マイナンバーという重要な個人情報資産を扱う機器、私どもは一般業務機と呼んでおりますが、それらの端末については、従来のＩＤとパスワードに加えて、指紋及び指静脈によります認証を加えまして、使用者管理の厳格化を行おうとするものでございます。

基本的に、マイナンバーを管理するパソコンにつきましては、民生部と税務グループが主なものとなっております。以上でございます。

○議長（大原　昇君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　中身はほぼわかりました。それで、税務グループと民生部にマイナンバー専用のパソコンは実際に何台配置をされるのか。

もう一つは、税務グループの人たちというのはわからないですけれども、全員使えるように、先ほど言った三つのセキュリティで、特に新しく指紋をスキャンするということですけれども、これは、特定の職員しか扱えないような形でさらにセキュリティを万全にするのか、それとも、例えば、税務であれば全職員が指紋の登録をして作業はできるのか、もう一つは、これは戸籍・年金の担当部署だと思うのですけれども、そこも対象職員が全員登録してやるのか、その辺について、もし考え方があればお知らせください。

○議長（大原　昇君）　電算主幹。

○電算主幹（河端　勲君）　ただいまの御質問でございますけれども、新たな端末の設置ではなくて、現在配置している住民記録システムを運用している端末機に認証機能を追加しようとしているものでございます。

台数につきましては、戸籍・年金が８台だったと思います。税務グループが１０台ぐらいだったかと思います。

その取り扱い者に関してですが、現実的にそのグループ内の職員が担当の業務を全て行うという観点から、その担当に所属する職員の指認証について登録をして運用しようと考えております。

○議長（大原　昇君）　環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木　斉君）　上杉議員から御質問がございましたマイナンバー通知カードの配付状況について御説明したいと思います。

昨年１１月から美幌郵便局の配達証明において配達しておりましたマイナンバーの通知カードにつきましては、保管期間経過等によって戻ってきて、その後、役場の窓口で交付し、現在受け取っていないものについては１９４通ございます。

また、通知カードにつきましては、現在、１，０００通の申請がございまして、役場に届いてから前処理を行いますが、役場のほうに届いたものが約７００通、そのうち、前処理が終わりまして、役場のほうでパスワードの設定をして交付しているものが６００通弱ございます。以上でございます。

○議長（大原　昇君）　４番、上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　状況はわかりました。実は、私もマイナンバーの登録はまだしてはいないのですけれども、当初想定していた登録される件数というのは、今の時点で約１，０００件ぐらいということですが、これは想定よりも多いのか少ないのか。これは、町民の皆さんの意識や考え方の問題だとは思うのですけれども、当初想定していたより多いのか少ないのか、わかれば教えてください。

○環境生活主幹（佐々木　斉君）　個人番号の申請に関してですが、ことしの１月早々の時点では５００通あったのですが、その後、各届け出だとかで住民の皆さんがマイナンバー制度の理解をするに従って申請が続きまして、この２カ月余りで５００通の申請がふえております。当初の予定としては、美幌町で何通ということで考えていた数字はないのですが、ここ最近は関心が高まってきていると感じているところでございます。以上です。

○議長（大原　昇君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　これは、一定期間が過ぎたら有料になるという説明が前にあ

ったように思います。間違っていたら許してください。一定期間が過ぎると、手数料みたいなものが別途かかるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大原　昇君）　環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木　斉君）　国から正式な通知が来ているものではないのですが、現在、通知カードの中に入っている返信用封筒が平成２９年３月いっぱいまでとなっていまして、その期間までは間違いなく個人番号カードは無料で交付されると理解しております。それ以降については、国から示されておりませんので、今のところは未確認ということになっております。以上です。

○議長（大原　昇君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　これで質疑を終わります。

これから、議案第１６号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１７号

○議長（大原　昇君）　日程第１０　議案第１７号平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議案の６９ページをお開きいただきたいと思います。

議案第１７号平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、医療費の見込みを算出いたしまして、補助金等の変更交付決定等に伴いまして補正を行うものでございます。

平成２７年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４，３１９万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億１，０８４万４，０００円とするものでございます。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

８０ページ、８１ページをお開きいただきたいと思います。

３、歳出について御説明いたします。

１款、総務費につきましては、財源調整でございます。

２款、保険給付費、１項、療養諸費、１目、一般被保険者療養給付金につきましても、歳入の財源調整でございます。

その下の２目、３目、４目、５目につきましては、当初見込み額より受診件数あるいは審査件数の減少により減額するものでございます。

２項、高額療養費、次の８２ページ、１目、一般被保険者高額療養費につきましては財源調整でございます。

２目、退職被保険者等高額療養費につきましても、受診件数減少により２４０万円減額するものでございます。

７款、共同事業拠出金、１項１目、高額医療費拠出金につきましては、国保連合会より共同事業拠出金が確定したため、１４２万１，０００円の減額でございます。

その下の２目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、国保連合会より共同事業拠出金が確定したため８４９万２，０００円の減額でございます。

８款、保健事業費、１項１目、保健衛生普及費につきましては、個別予防接種負担金でございまして、国保加入者分予防接種費用を負担するものでございます。４種混合ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、それから、水痘予防接種の見込み数減少により６万７，０００円を減額するものでございます。

９款、基金積立金、次の８４ページ、１目、国民健康保険基金積立金につきましては、当初予算では預金利子０．２％を見込んでおりましたけれども、決算見込み額では０．０３５から０．２３０の利率実績のため、１万２，０００円の減額でございます。

１０款、諸支出金、３項、繰出金、１目、直営診療施設繰出金につきましては、かねてから申請をしておりました国保病院の保健事業、直営診療施設運営事業に係る特別調整交付金が確定したため、８８１万８，０００円を増額するものでございます。

歳出については、以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

７６ページ、７７ページをお開きいただきたいと思います。

２、歳入について御説明いたします。

１款、国民健康保険税、１項１目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、現年度分の所得増に伴い１，７８２万２，０００円を増額しまして、その下の退職被保険者等国民健康保険税は、現年度が３３０万円の減額見込みのため減額補正でございます。

２款、国庫支出金、１項、国庫負担金、２目、高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出の国保連合会高額療養費共同事業拠出金の額の確定により、補助率４分の１で精算の結果、３５万５，０００円を減額するものでございます。

その下、２項、国庫補助金、１目、財政調整交付金につきましては、特別調整交付金国保病院の保健事業分、直営施設運営事業に係る分が確定により、８８１万８，０００円増額補正でございます。

３款、療養給付費等交付金につきましては、保険税の退職医療給付費、現年度分の減額に伴いまして３，９７３万８，０００円が増額しますが、退職被保険者の医療費３３０万円の減額により、合わせて３，６４３万８，０００円を減額するという結果でございます。

５款、道支出金、１項、道負担金、１目、高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫補助と同様補助率４分の１で３５万５，０００円を減額するものでございます。

６款１項１目、共同事業交付金につきましては、１件８０万円以上の高額レセプトが減少したことにより、９９万７，０００円を減額するものでございます。

その下の２目、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、１件８０万円以下の高額レセプトが増額したことによりまして、５，１３５万７，０００円を増額するものでございます。

７款、財産収入、次の７８ページ、１目、利子及び配当金につきましては、利率の減少による１万２，０００円の減額でございます。

８款、繰入金、１項１目、国民健康保険基金繰入金につきましては、国民健康保険税が当初予算見積もりより増加したこと、それから、療養給付金の減少により繰り入れしなくて済みますので、７，９７４万５，０００円を減額するものでございます。

１０款、諸収入、２項３目、雑入につきましては、北海道町村振興財団から職員研修受講助成金が入ってまいりますので、１万２，０００円を増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第１７号平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――

◎日程第１１　議案第１８号

○議長（大原　昇君）　日程第１１　議案第１８号平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　８７ページをお開き願います。

議案第１８号平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、年度末における事務事業の確定見込みに伴う補正でございます。

平成２７年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億８，１０５万１，０００円とするものでございます。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

９８ページ、９９ページをお開きいただきたいと思います。

３、歳出について御説明いたします。

２款、保険給付費、１項、介護サービス等諸費、１目、居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護、有料老人ホームは増加している状況でございます。通所系サービスは減少傾向にございます。ショートステイは総じて減少傾向ということでございます。これは、前年ベースで増加を見込んでおりましたけれども、さほど伸びなかったという状況がございまして、１，２９６万円を減額するものでございます。

その下の２目、施設介護サービス給付費の３，１３６万２，０００円の増につきましては、町外施設の利用者の増加によりまして増額するものでございます。町外に１０人増加したという結果でございます。

２項、介護予防サービス等費、１目、居宅介護予防サービス給付費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所生活型介護が当初見込みより減少したことによりまして、８９４万５，０００円を減額するものでございます。居宅介護サービス給付費については、保険適用額の１割が個人負担ということでございます。

３項、高額介護サービス等費、１目、高額介護サービス費につきましては、利用者が利用したサービスの自己負担額は１割でございましたが、一定の高額所得者が２割負担となったことにより、この制度の自己負担額の合計額は一定額を超えた場合に利用者に払い戻す制度でございますので、自己負担額が増加したことにより、７０万９，０００円の増でございます。

次の１００ページ、１０１ページでございます。

４項１目、高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に支給する制度でございます。対象者の増

額によりまして、２３８万３，０００円を増額するものでございます。

５項１目、特定入所者介護サービス費につきましては、利用者に関する食費、滞在費は保険給付の対象外ですが、低所得の方に対して、施設設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付するものでございます。制度の改正によりまして、高額預金該当者に一定の負担を求めることになりましたので、該当者が減少したということでございます。４６２万３，０００円を減額するものでございます。

３款、地域支援事業費、１項１目、介護予防事業費につきましては、高齢者学級等に係る学習講師報酬の執行残７万８，０００円の減額でございます。

２項、包括的支援事業費・任意事業費、１目、包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センターの職員の産休等による費用の精算３２７万８，０００円を減額するものでございます。

２目、任意事業費につきましては、研修会の講師等の執行残１０万５，０００円の減額。次、１０２ページ、１０３ページでございますが、消耗品につきましては、紙おむつの支給事業で、当初は２６人を見込んでおりましたが、９人減少したため、３９万６，０００円の減額、短期宿泊サービス委託料につきましては、軽度の利用者が増加したため３９万２，０００円増額するものでございます。

４款、基金積立金につきましては、利率の増加により３，０００円増額するというものでございます。

歳出については以上でございます。

歳入につきましては９４ページ、９５ページをお開きいただきたいと思います。

３款、国庫支出金、１項、国庫負担金、１目、保険給付費負担金につきましては、施設介護サービスの増額により１万７，０００円を増額するものでございます。

２項、国庫補助金、１目、調整交付金につきましても、施設介護サービスの増加により６４万７，０００円を増額するものでございます。

３項、地域支援事業交付金、１目、介護予防事業交付金につきましては、高齢者学級運営事業費の減額により、２万円を減額するものでございます。

２目、包括的支援事業・任意事業交付金につきましては、地域包括支援センターの事業費減でございます。

４款、支払基金交付金、１項１目、介護給付費交付金につきましては、施設介護サービスの増加により２２０万円の増額です。その下の２項１目、地域支援事業交付金につきましては、高齢者学級の減額２万２，０００円です。（発言する者あり）

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第１８号平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第５号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１９号

○議長（大原　昇君）　日程第１２　議案第１９号平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　議案第１

９号平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第４号）についてを御説明申し上げます。

平成２７年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，２３８万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億８，６２２万３，０００円とするものであります。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更につきましては、第２表、地方債補正で御説明申し上げますので、１０８ページをお開き願います。

第２表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額９，７００万円を終末処理場水処理設備機械・電気設備更新工事及び長寿命化計画策定業務委託料等の入札執行残による事業費確定により８３０万円を減額しまして、限度額８，８７０万円とするものであります。

また、下水道資本費平準化債の限度額７，９２０万円を起債償還財源の一般会計繰入金の額の確定によりまして、限度額を１２０万円増額しまして８，０４０万円とするものであります。

次に、１１４ページ、１１５ページをお開き願います。

３、歳出であります。

１目、一般管理費、公共下水道事務費の使用料収納事務委託料１０３万２，０００の増でありますが、下水道料金徴収事務を水道料金にあわせ徴収しておりますので、その事務経費が確定したことによる水道事業への支払いの増であります。

次に、終末処理場維持管理事業費の燃料費以降、終末処理場水処理設備機械・電気設備更新工事の減額は、事務事業の確定による執行残等の整理を行うとするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、１１２、１１３ページをお開き願います。

２、歳入。

下水道使用料の１，４３５万５，０００円の増額は、当初予算では使用料の減少を見込んでいましたが、ほぼ前年並みの収入確保が見込まれることによる増額であります。

国庫補助金、雑入、公共下水道債は、事務事業の確定による増額及び減額であります。

一般会計繰入金の減額は事務事業整理に伴う財源調整であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第１９号平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第２０号

○議長（大原　昇君）　日程第１３　議案第２０号平成２７年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　議案第２０号平成２７年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第３号）についてを御説明申し上げます。

平成２７年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などにより、執行残額等の整理を行うとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，５７５万３，０００円とするものであります。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、１２８ページ、１２９ページをお開き願います。

３、歳出であります。

１目、一般管理費、貸付金１９万２，０００円の減額でありますが、水洗便所改造資金貸付金を当初１件見込んでおりましたが、新規借り入れがなかったことにより減額するものであります。

２目、維持管理費の清掃業務委託料３２万３，０００円の増額でございますが、浄化槽清掃の際に、中の汚泥等を洗浄する際、水道水で洗い流すこととなりますが、通常より汚れが多かったことにより、その洗浄水の量によりくみ取り料が増加したことによる増でございます。

３目、建設費、個別浄化槽設置工事２万２，０００円の減額は執行残により整理するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げますので、１２６、１２７ページをお開き願います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第２０号平成２７年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――

◎日程第１４　議案第２１号

○議長（大原　昇君）　日程第１４　議案第２１号平成２７年度美幌町水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　議案第２１号平成２７年度美幌町水道事業会計補正予算（第３号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第１条、平成２７年度美幌町の水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定等により執行残等の整理を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第２条、平成２７年度美幌町水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数は使用件数の減、年間総給水量１日平均給水量は使用量の増、主要な建設事業は執行残及び業務確定による減額で、記載の内容のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正、第３条と次のページにあります資本的支出の補正、第４条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

１３３ページをお開き願います。

企業債の補正。

第５条の起債の目的欄、水道管路整備事業でありますが、配水管布設替えなどの６本の工事の施工延長の変更及び工事入札の減により１，２６０万円を減額し、限度額を７，１１０万円とするものであります。

その下、水道施設整備事業ですが、浄水場やポンプ室の機器更新工事の入札の執行残により１６０万円を減額し、限度額を２，３３０万円とするものであります。

その下、量水器収納筐設置事業ですが、設置数が９８５個から９４８個に減少したことによる執行残による７３０万円を減額し、限度額を７，６７０万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第６条につきましては、記載のとおりであります。

１３４ページ、１３５ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収入であります。

給水収益９１５万円の増額でありますが、業務用の給水量の伸びがあったことにより、ほぼ前年並みの収入が確保されるものであります。

負担金の給水装置新設負担金７７万４，０００円の減額は、量水器設置件数の減によるものであります。

給水工事手数料１０９万５，０００円の減額は、新設及び改造工事の減によるものであります。

次に、下水道使用料賦課徴収受託料１０３万２，０００円の増につきましては、算定対象の人件費の増によるものであります。

営業外収益の長期前受金戻入７０万６，０００円の減は、減価償却費確定に伴う減であります。

下水道排水設備業務負担金２１万７，０００円の減額は、事務事業費の確定によるものであります。

１３６ページ、１３７ページをお開き願います。

収益的支出であります。

このページは、事務事業の確定及び入札減によるものでありますが、同額となっております中ほどの配水及び給水費、１８節、修繕費１０６万７，０００円の増額は、予算額はほぼ執行済みなことから、今後心配されます漏水事故やポンプ室等の機器故障が発生する場合に対応しての増額補正をさせていただこうとするものであります。

次に、１３８ページ、１３９ページ、総係費の委託料の減額でありますが、事務事業費の確定に伴うものであります。

その下の減価償却費の有形固定資産減価償却費と、無形固定資産減価償却費のソフトウェア分消費税の増額は事務費の確定によるものであります。

１４０ページ、１４１ページをお開き願います。

資本的収入であります。

企業債から工事負担金までの減額は、企業債の補正で説明させていただいたとおりであります。

分担金２００万円の減額は、予算設定しておりました豊幌地区に新たな給水申し込みがなかったことによる減であります。

工事負担金７２万６，０００円の減額は、美禽地区の道道工事の配水管布設替え工事の補償額の確定によるものであります。

１４２ページ、１４３ページをお開き願います。

資本的支出であります。

建設改良費につきましても、いずれも事務事業の確定、入札減による減額補正であ

ります。

水道管路整備事業は６本の工事、水道施設整備事業は３施設の機器整備工事の入札減、簡易水道等施設整備事業は対象工事がなかったことによるものであります。

その下の量水器収納筐設置委託料は、設置個数の減によるものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第２１号平成２７年度美幌町水道事業会計補正予算（第３号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１５　議案第２２号

○議長（大原　昇君）　日程第１５　議案第２２号平成２７年度美幌町病院事業会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君）　議案の１５１ページをお開き願います。

議案第２２号平成２７年度美幌町病院事業会計補正予算（第４号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、年度末における執行見込みを踏まえた予算の整理と、改正後の地方公営企業会計基準に合わせた会計処理を行うため、長期前受金戻入と減価償却費の予算の整理を、資本的収支では、医療機器更新事業の確定に伴う建設改良費の予算の整理及び企業債の補正を行おうとするものでございます。

第１条、平成２７年度美幌町の病院事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条の業務の予定量、主要な建設改良事業の補正額、第３条の収益的収入及び支出の補正額につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うものでございます。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

１５２、１５３ページをお開き願います。

第４条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収支の不足額を８，５０５万３，０００円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第５条の企業債の補正につきましては、医療機器等購入の執行見込みを踏まえ、起債限度額の減額補正を行うものでございます。

第６条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費の補正につきましても、執行見込みを踏まえた減額補正を行うものでございます。

第７条の他会計からの補助金の補正につきましても、記載のとおり、執行見込みを含めた補正を行うものでございます。

第８条のたな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みから購入限度額を２億６，２０５万円に改めるものでございます。

細部につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

１５４、１５５ページをお開き願います。

医業収益の補正でございます。

医療相談収益は、健康診断、人間ドックの件数増による増額補正でございます。

一般会計負担金は、小児救急に要する経費に対する特別交付税の交付単価減による減額補正を、その他医業収益は決算見込みによる補正を、それぞれ行うものでございます。

次に、医業外収益の補正でございます。

一般会計補助金は、医師等研究研修に要する経費の執行見込みによる減額補正を、国保会計補助金は、病院が実施した健康管理事業、インターネットによる医師確保対策経費、休日・夜間における代替医師の賃金などが国保特別調整交付金の補助の採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものでございます。

一般会計負担金は、小児医療に要する経費に対する特別交付税の交付単価減による減額補正を、患者外給食収益は決算見込みによる減額補正を、長期前受金戻入は、補助金等により取得した固定資産のみなし償却制度の廃止による減価償却見合い分を収益として計上するため、補正を行うものでございます。

次に、１５６ページ、１５７ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

法定福利費は、市町村職員共済組合に対する追加費用等負担金の執行見込みを踏まえた減額補正を、薬品費は、入院・手術等の増加に伴い、抗生剤・抗がん剤・輸血製剤等の増加による増額補正を、旅費交通費から通信運搬費までは執行見込みを踏まえた補正を、減価償却費は、補助金等により取得した固定資産のみなし償却制度廃止による減価償却費を計上するため増額補正を、研究研修費の謝金、旅費は、それぞれ執行見込みを踏まえた減額補正を行うものであります。

次に、１５８ページ、１５９ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

企業債の補正は、医療機器等購入費の執行見込みによる減額補正を、国保会計補助金は、購入したホルミウムヤグレーザーシステムが国保特別調整交付金の補助採択となったため、補正を行うものでございます。

次に、１６０ページ、１６１ページをお開き願います。

資本的支出の補正についてであります。

器械及び備品購入費は、医療機器の購入に係る執行見込みによる減額補正を行うものでございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第２２号平成２７年度美幌町病院事業会計補正予算（第４号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は１３時１５分といたします。

午後　０時０３分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　１時１５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１６　議案第２３号から
日程第３８　議案第４５号まで

○議長（大原　昇君）　日程第１６　議案第２３号財産の貸付についてから日程第３

８　議案第４５号平成２８年度美幌町病院事業会計予算についてまでの２３件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

これから、平成２８年度町政方針について町長の発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　本日、平成２８年第２回美幌町議会定例会に当たり、平成２８年度一般会計ほか特別会計及び事業会計予算並びにこれらに関連する議案を御審議いただきたく、町政運営の基本的な考え方と、平成２８年度予算の主な施策の考え方について申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

私は、昨年５月、町政３期目の所信表明で申し上げたとおり、ふるさと美幌で町民の皆様が安心安全に住み続け、長生きを楽しみながら、住んでいてよかったと実感できる、将来に希望と夢の灯りがともる「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」を目指し、さらに前へ向かうために、次の１０の基本項目を掲げ、任期中の実現を町民の皆様にお約束いたしました。

第１に、農業、林業、酪農・畜産業の振興を図ること。

第２に、人口減少、高齢化、子育て支援、若者対策に取り組むこと。

第３に、地域医療、保健、介護、福祉の確保を図ること。

第４に、特産品開発、ブランド化の推進、観光対策に取り組むこと。

第５に、公共施設、事業の整備を図ること。

第６に、中心市街地活性化に取り組むこと。

第７に、災害、減災、安心安全対策に取り組むこと。

第８に、自衛隊駐屯部隊の充実整備に取り組むこと。

第９に、広域行政の推進を図ること。

第１０に、高規格道路、基幹道路整備に取り組むこと。

これら１０の基本目標と、そのための４１の主な事業の推進、さらに、新たな課題の解決に向けて、全力を傾注して取り組むことを決意しているところであります。

人口減少対策を初め、地方の再生、社会保障、教育再生、震災の復興など、国内で抱えている問題は数多くあります。中でも、人口減少対策と地方の再生は喫緊の課題として、国・地方ともに避けて通ることはできない大きな課題となっております。

このような課題を踏まえ、美幌町の行く末を展望するとき、厳しい財政状況が予想されるところではありますが、美幌の生活圏や行政機能を維持し、長生きを楽しめるまちづくりや、将来を担う子供たちが夢と希望を持てるまちづくりを進めていくためにも、町民の皆様とともに力を合わせ、これらの課題と真正面から向き合い、乗り越えていく所存であります。

【町政運営の基本的な考え方】

まず、新年度における町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

我が国の経済は、安倍政権が進めてきた景気回復の加速化政策である三本の矢により、一部着実に上向いたと言われていますが、地方ではそれを実感することができず、地方経済の担い手である中小企業や小規模事業者においては、依然として厳しい状況が続いております。

さらに、第２ステージとして、少子高齢化に真正面から挑み、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の新・３本の矢が放たれました。そして、その実現に向けて、一億総活躍社会の新たな経済社会のシステムをつくり、成長と分配の好循環を構築する中から、子育てや社会基盤を強化することにより、経済成長をより加速化させることが期待されております。

本町においては、人口減少や景気の回復

傾向が見られない中、町税収入の伸び悩みと縮減傾向が続いている地方交付税など、自主財源の安定確保が課題となっておりますが、今後も気を緩めることなく、健全な財政運営に努めながら、諸課題の解決に向けて、積極的な取り組みを進めてまいります。

持続的に美幌町が発展していくため、今後１１年間の目指すべき将来像、まちづくりの目標である第６期美幌町総合計画が、多くの町民の皆様に御参加いただいて策定されようとしています。ことしは、その計画をスタートする大事な年になります。

総合計画の将来像として、住んでいる人が誇れるまちになることを目指し、「ひとがつながる、みらいへつなげる、ここにしかないまちびほろ」を柱とした５項目の基本目標に沿って、施策を着実に進めてまいります。

また、急速に進んでいる人口減少につきましては、平成２７年国勢調査速報値で本町人口が２万３００人と発表され、５年前の国勢調査と比較して１，２７５人、５．９％の減と人口減少が進んでおります。

この問題に対しても、昨年１０月に策定した、美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン、美幌版総合戦略に基づき、美幌町の住みよさ、魅力を次世代につなげ、美幌の持続性、自立性を確保する取り組みを進めてまいります。

これらの計画や戦略を実践し、「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」を進めるため、知恵と工夫と力を出し合い、自治基本条例の理念に沿った新しい美幌町の創造につなげていきたいと考えております。

【施策の基本的な考え方】

次に、新年度における施策の基本的な考え方について申し上げます。

平成２８年度は、第６期総合計画の１年目、また、第２次財政運営計画の４年目となります。

多くの町民参加により策定した第６期総合計画のスタートに当たり、その遂行に全力で取り組むとともに、第２次財政運営計画については、自治基本条例の趣旨に沿って、住民サービスの安定的かつ継続的な提供に努めながら、人口の減少を見据えて将来世代に過度の負担を残さない、未来に責任を持った持続可能な財政運営に努めてまいります。

直面している課題は数多くありますが、次世代・未来へ、豊かな地域資源を引き継ぐとともに、人がつながり、夢が持てる美幌のまちにするため、取り組んでまいります。

次に、第６期総合計画の基本計画に掲げる五つの基本目標に沿って施策の考え方を申し上げます。

【人を創り、地域力を高めるまちづくりについて】

地域コミュニティ活動につきましては、自治会活動やボランティア団体における活動の支援、その担い手の育成を図るとともに、自治基本条例に基づき、町民主体、情報共有、参加、協働の四つの基本原則を柱として、「まち育講座」「まち育出前講座」「地域サポーター制度」「車座トーク」などの機会を捉えて、町民の皆様と向かい合い、話し合い、さらに前へ向かって取り組みを進めてまいります。

行財政の運営につきましては、効率的で計画的な運営を図るため、第２次財政運営計画と現在策定中の第４次行政改革大綱、それから、公共施設等総合管理計画に基づいて、将来に向けても質の高い公共サービスを提供できる取り組みを進めてまいります。

防災体制の整備につきましては、３年次目となります家庭用非常用持出品セットの全戸配付のほか、防災用資材として仮設トイレ、避難所用パーテーション・床マットなどの購入に加え、昨年１０月の集中豪雨における災害対策を踏まえ、救命胴衣や救助用ゴムボートの整備を行うことで安全安

心のまちづくりに努めてまいります。

美幌町内での交通事故死ゼロは、２月１５日現在、１，２７９日で現在も継続中であります。本町における交通安全の取り組みに対する町民の意識は高く、街頭啓発、交通安全教室、おはようコール旗の波運動など、町民総ぐるみの運動が実施されております。今後とも、町民の皆様と一丸となり取り組みを進めるとともに、高齢者の交通事故未然防止のため、運転免許証の自主返納者に対する交通費の助成をしてまいります。

また、ＪＲ美幌駅無人化が４月から予定されていますが、利用者に不便を来さないよう、引き続き、券売業務の取り扱いについて、受託可能な機関や団体との協議を進めてまいります。

消防行政につきましては、近年、災害の大規模化、多様化と救急ニーズの高まりから、体制の整備を図る必要があります。高規格救急自動車の整備や脳疾患患者の町外専門病院への直接搬送、妊婦エントリーネット１１９など、医療機関と連携した救急体制の整備を引き続き進めてまいります。

国の安全保障の指針となる防衛計画の大綱と、中期防衛力整備計画による陸上自衛隊の体制改革は、第６普通科連隊・第１０１特科大隊が駐屯する陸上自衛隊美幌駐屯部隊にも影響を及ぼすことが危惧されていることから、引き続き、諸団体一丸となり、駐屯部隊の充実整備に向けて、新たな部隊配置など、より効果的で具体的な陳情を行ってまいります。

【自然の美しさやくらしの安全を、みんなで護りあうまちづくりについて】

地域福祉は、自助・共助・公助のそれぞれの役割を分担し、深く連携しながらその機能を最大限発揮し、福祉サービスの向上を図るとともに、平成２７年度に策定した各種計画を具体的に進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、公的サービスや地域における支え合いにより、住みなれた場所で安心して自立した生活を送っていただくことが重要であり、自治会「たすけあいチーム」が実施している高齢者宅間口除雪のより一層の支援を行うため、家庭用除雪機の充実を図るとともに、緊急通報装置についても一部更新し、地域全体の支え合い体制を引き続き進めてまいります。

あわせて、障害者福祉につきましても、障害を持たれた方々が自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き各種助成やサービスの支援を行ってまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づいた各種支援を実施し、安心して子供を預けることができる保育サービスの充実と保護者の負担軽減を図ることにより、仕事と子育ての両立を支えてまいります。

また、子育て世代の多子軽減対策として、幼児期における保護者の負担軽減として平成２７年度から保育料の軽減を実施しておりますが、これをさらに拡大し、町内全ての幼稚園と保育所を対象として、小学３年生以下としていた対象年齢を、同一世帯において１８歳未満の被扶養者に広げることで、なお一層の負担軽減を図ることといたしました。

医療費の助成についても、小学生の入院助成を中学生まで広げるとともに、今後も、行財政の運営状況などを勘案しながら、そのあり方について検討を進めてまいります。

保健医療につきましては、町民の皆様が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、各種健診の受診勧奨を促しながら、健康相談、各教室の開催により総合的な健康づくりの推進を図ってまいります。

昨年度、北海道大学の支援・協力により、胃がん患者をなくすため、中学生を対象としたピロリ菌検査・除菌を実施いたしましたが、平成２８年度より中学２年生を対象として実施することとし、また、産後１カ月健康診査助成、がん検診の受診環境

の充実を図りながら、町民の健康づくりを引き続き実施してまいります。

国保病院においては、医師確保・医療機器更新を引き続き進めるとともに、病院内環境改善も図り、あわせて経営環境の改善も進めてまいります。

また、保健・医療・介護の連携強化と在宅福祉充実を図るため、地域医療連携室の体制整備を図り、システム構築に向けた取り組みを強化してまいります。

なお、町内における医療従事者の確保が厳しい状況が続いていることから、従来より実施しております医療従事者就業支援制度の対象範囲を拡大し、医療従事者の確保を引き続き図ってまいります。

【まちの資源や持ち味を、活力に変えていくまちづくりについて】

農林業の振興につきましては、農業後継者不足などにより農家戸数の減少が続いている中、農林業が持っている多面的な機能や土地利用の有効性から、将来にわたり持続可能な農林業の発展が必要となっております。それには、人・土地・技術・環境を発展継続させていくことが必要であることから、引き続き、関係機関・団体との連携を図り、地域と基幹産業を守り育てる取り組みを進めてまいります。

ＴＰＰにつきましては、昨年１０月に大筋合意がなされたところであり、本町農業に与える影響について不透明な部分もありますが、影響額について試算を行い、中・長期的な展望を持った農業のあり方について検討を進めてまいります。

また、優良農地の確保を図るため、農業基盤整備を進めるとともに、担い手の確保や農作物振興に係る助成など、持続的な農業振興を図ってまいります。

林業においては、ＦＳＣ森林認証のエリアを拡大するため、認証林普及促進事業と町産材活用促進事業の補助金を継続します。また、町産材を利用した木製品開発を行うとともに、昨年のオープン以来多くの方々に利用していただいている木育ひろば「きてらす」を充実し、貴重な資源である森林を町民一丸となって守り育てる意識を醸成してまいります。

商工業振興につきましては、各商店などの経営基盤を強化し、地域に根差した町民生活の支えとなる商業を振興するため、プレミアム商品券発行事業を初め、店舗リフォーム事業、起業家支援事業による商店街の活性化を図ってまいります。

また、中心市街地の活性化につきましては、まちなかににぎわいを呼び戻すため、そのあり方について、関係機関・団体との積極的な連携により、方向性について引き続き検討を進めてまいります。

観光振興につきましては、現在策定中の第２次美幌町観光振興計画であります、美幌町観光振興革新戦略ビジョンに基づいた施策を講じ、昨今注目を浴びております美幌峠を活用した宣伝活動やイベントの強化を図り、女満別空港利用促進とともに観光振興を図ってまいります。

ちょっと暮らし体験住宅「四季彩美幌」の利用要望も高く、美幌町のまち並み、暮らし、人を多くの方々にＰＲし、全国に発信することが必要であります。交流を通じた観光、移住・２地域間居住に結びつけることができるよう、さまざまな機会を通じてこの取り組みを進めてまいります。

本町には、数多くの資源が存在しており、それら多くの資源を活用した特産品開発にも積極的に取り組み、多くの知恵と工夫を取り入れながら美幌製品のブランド化を進めてまいります。

【住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくりについて】

本町の公共下水道事業につきましては、全道市町村に先駆け、昭和４８年から着手し、昭和５６年の供用開始から３４年が経過し、年数の経過とともに終末処理場及び管渠など施設の老朽化が進んでおります。美幌町公共下水道事業長寿命化計画に基づ

き、補助事業を活用しながら年次的に整備すべく、終末処理場設備等更新事業に着手して３年次目を迎えます。さらに、下水道管渠敷設後４３年が経過することから、計画的な更新を行うための管渠長寿命化計画策定を実施してまいります。

町道整備につきましては、町道４路線の整備を行うほか、町道第２号の歩道改良を引き続き実施し、歩行者の安全確保を図るとともに、安全・安心な道路環境の整備を行うために、道路ストック点検を行いながら、計画的な町道整備を進めてまいります。

除排雪対策につきましては、近年の大雪や短時間降雪量の増加に伴い、町民皆様の安全に配慮した除排雪体制が必要であり、早期生活路線の確保とあわせ歩行者の安全確保を図るため、歩道除雪についても、なお一層の配慮をしてまいります。加えて、大雪時における除排雪につきましては、民間事業者との協力体制のもと、車両及び歩行者の一刻も早い通行確保を行ってまいります。

また、間口除雪（置き雪対策）につきましても引き続き実施をしてまいりますが、高齢社会に対応した除排雪のあり方について、有効かつ安心して生活が送られる体制に向け、さまざまな角度から検討を進めてまいります。

堤内排水対策につきましては、近年、ゲリラ的豪雨の多発により、その役割は一層重要となっております。昨年１０月の集中豪雨においては、多くの床下浸水被害が発生したことから、スムーズな排水対策を講じられるよう、町保有ポンプを３５台から４１台に増設するとともに、新たに新興樋門に電気設備を整備するなど、迅速かつ機動的な体制の確立に努めてまいります。

また、抜本的な解決を図るために、雨水排水経路やその手法について関係機関との協議を積極的に図り、早期の課題解決に向け努力してまいります。

公園整備につきましては、公園長寿命化計画に基づき、いなみ北公園の遊具更新を図りながら、住民皆様の憩いの場としての空間づくりに順次取り組んでまいりたいと考えております。

【夢を育む体験、あたたかい人をつくるまちづくりについて】

人口減少、少子高齢化が進む中で、園児数・児童数・生徒数も減少してきており、美幌町のあすを担う人材を地域が一体となって育成していくことが大きな課題となっております。

教育の総合的な政策の方針として、本年１月に美幌町総合教育会議において、美幌町教育大綱を策定いたしましたが、この大綱に基づき、子供たちが生き生きと学び育つことができる施策を積極的に講じてまいります。

学校教育においては、確かな学力を育む学力向上と教育環境の充実に向け、引き続き小学校の３５人学級の推進を図るため、期限つき教諭の配置を行うとともに、新たに教育支援員を配置し、一層、学力向上の取り組みを進めてまいります。

また、中学校においても、学級編成上の理由から、教職員定数が減少する特殊事情を踏まえ、臨時教員１名を配置し、教員体制の維持に努めることとしたところであります。

また、小学校・中学校に特別支援介助員を継続配置し、特別支援教育の充実に取り組み、子ども発達支援センター・保育園・各学校との連携により、子供の教育ニーズに応じた支援・充実を図ってまいります。

各小・中学校において、豊かな学校生活と学習環境の向上を図るため、施設や教材の整備も積極的に進めてまいります。

町民会館「びほーる」は、オープン以来高い評価のもと、利用率も高く、文化振興の中心的役割を果たしており、引き続き必要な資機材の整備を行いながら、鑑賞事業の充実を図り文化振興に努めてまいりま

す。町民会館改築に当たり、町民皆様に御不便をおかけすることもあろうかと思いますが、万全を期してまいりたいと考えております。

スポーツ振興につきましては、小・中学生を初め、本町のアスリートたちが多くの大会において活躍されております。これらの明かりを消すことのないよう、引き続き支援を行うとともに、圧雪車の購入によるクロスカントリースキーの振興も図ってまいります。

また、パークゴルフ場整備につきましては、現在の網走川河畔公園パークゴルフ場の再整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

子供たちが本に触れ合い、豊かな情操を育むために、平成１６年度よりゼロ歳児を対象とし、平成２４年度からは６歳児にも絵本配付を行ってきておりますが、新たに字に興味を持ち出す時期でもある３歳児にも絵本を配付し、切れ目のない支援を行ってまいります。

【創意と工夫を活かし、誇れるまちづくりについて】

今後のまちづくりに課題が山積している中、行政はもとより、地域全体の創意と工夫が求められております。さまざまな情報を共有しながら、町民・議会・行政との連携を一層強め、一人一人の知恵と行動力が反映されるまちづくりに取り組んでまいります。

職員の人材育成につきましては、人事交流、各種研修制度を充実させるほか、平成２６年度より実施しています人事評価制度に基づく給与への反映の検討を進めてまいります。

地方の財政運営について、政府は、平成２８年度地方財政計画において、歳出を前年度より４，０００億円多い８５兆８，０００億円とし、おおむね前年度並みとしたところであります。平成２７年度に創設されました、まち・ひと・しごと創生事業につきましても、前年度と同額の１兆円の確保が図られました。

地方交付税においては、１６兆７，０００億円とほぼ前年据え置きとなっていますが、臨時財政対策債は３兆８，０００億円で１６．３％の減となったところであります。また、地方交付税のうち、リーマンショック後に不況対策として措置されてきました別枠加算については、昨年の２，３００億円から皆減となっております。

このような状況の中、平成２７年１１月に策定いたしました、美幌町中期財政試算では、平成２８年度から平成３１年度までの４年間で約２８億円を超える収支不足が生じる推計結果となったことから、「『第２次美幌町財政運営計画』～未来への責任を果たすために強い財政基盤の確立をめざして～」に沿って、事業の選択と集中化を図り、将来像を見据え予算編成に臨んだ結果、平成２８年度の予算規模は、一般会計で平成２３年度以来５年ぶりに１００億円を超え、１００億６，４９５万９，０００円となったところであります。

今後、多額の費用を要する町立病院医療機器更新、緑の苑移転改築補助、農業基盤整備事業、公共施設耐震化及び長寿命化などに加え、人口減少、少子高齢化に伴う就業人口減少や社会保障の増大など、一層厳しさが増していく状況が明らかとなっております。

厳しい時代に耐え得る財政基盤の構築とあわせ、人口減少問題に真正面から取り組むための財政確立が必要であり、第２次財政運営計画に基づく長期的視点に立った財政運営に努めながら、健全財政のもとで行政サービスの維持を確立していく必要があると考えております。

【むすびに】

以上、平成２８年度の町政執行に当たりまして、私の考えを申し上げました。

日本は今、人口減少問題・経済再生・震災復興・社会保障改革・地方再生など大き

な課題を抱え、改革と選択の時期にあります。

戦後、多くの国民が復興を目指し、数多くの苦労と努力により築き上げてきた社会の転換期を迎えております。

地方自治体においても同様に、多くの先人の方々の苦労と先輩の方々の努力により歴史・文化・風土をつくり上げてきました。私たちは、その礎をもとに、さらなる発展を遂げていく責務を有しており、ふるさと美幌を未来に引き継いでいく使命を果たさなければなりません。

ふるさと美幌は、豊かな自然、豊富な資源、優秀な人材を有し、これからも前へ向かって進んでいくことができるまちであると確信をしております。

地域資源を守り育てながら、そこから富や恵みをいただき地域発展へつなげていくために、地域一丸となった総合力をもって進むことで、確かで未来と夢のあるまちづくりができるものと確信をしております。

多くの課題や困難を乗り越え、次代を担う子供たちが、夢と希望に満ちあふれ、このまちに誇りを持ち、人と人とのきずなが実感できるよう、全ての方々が、それぞれの立場・持ち場で全力を挙げていただくようお願いするとともに、町民皆様並びに議員各位に、今後とも一層の御理解と御協力、さらにはお支えを心からお願い申し上げ、町政執行に当たっての方針といたします。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩します。

午後　１時５２分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平成２８年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕　平成２８年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

平成２８年度予算の御審議をいただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきますことに深く感謝を申し上げますとともに、議員並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、人口減少・少子高齢化・高度情報化に伴うグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会・経済情勢の変化に加え、地方主権型社会への進展もさらに加速しており、地域における教育の充実はますます重要になってきております。

このような中、本年度から改正された新教育委員会制度のもと、本年１月には、町長が主宰する美幌町総合教育会議において教育大綱が策定され、一層の連携のもと、しっかりと教育行政を推進していくことが重要と考えております。

教育委員会として、町民の皆様や全ての教育関係者の皆様とともに、この教育大綱を共有し、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見をいただきながら、引き続き、顔の見える教育委員会として、さまざまな教育課題について積極的に取り組んでまいります。

【教育行政に臨む基本的な考え方】

まず、教育委員会の教育行政に臨む基本的な考え方について申し上げます。

教育大綱では、美幌町の教育の目指す姿を、美幌町教育目標の実現と位置づけており、その冒頭に掲げる「人間性豊かな教育を目指して」を念頭に、効果的な施策を講じながら、この実現に向けて引き続き努力していく考えであります。

また、新たにスタートする第６期総合計画の主要事業や第７次社会教育中期計画の目指す具体的な方向性の推進を図るとともに、総合教育会議においては、十分に町行政との連携を図りながら、美幌の教育充実

のため、次のとおり重点施策を展開してまいります。

さらに、効果的な教育行政の推進と町民への説明責任を果たすため、引き続き外部評価を行い、町民の皆様に公表し、検証内容を十分に生かした教育行政を進めてまいります。

【重点施策の展開】

学校教育の充実。

学習指導要領の生きる力を育むという理念のもと、子供たちに、知育（確かな学力）・徳育（豊かな心）・体育（健やかな身体）の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

あわせて、学校・家庭・地域の３者による連携協力のもと、保護者や地域に開かれ、地域とともにある学校づくりに取り組んでまいります。

幼児教育の推進。

幼児期は、人間形成の基礎を養う重要な時期であることから、幼児期における教育が充実するよう、就園（入園）の機会を確保するための支援として、従来の私立幼稚園就園奨励費補助事業の多子世帯対象を、小学３年生から高校３年生まで町単独に拡大し、事業を実施してまいります。

あわせて、小学校教育との円滑な接続に向けて、認定こども園や幼稚園、保育園（保育所）との相互連携を進めてまいります。

確かな学力の向上。

学校改善プランによる学力向上。

子供たちが、変化の激しい多様な社会を生きていくためには、学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識や技術の習得とそれらを活用できる力を育むことが重要です。

このため、全国学力・学習状況調査や独自の学力検査の結果を踏まえた各学校の学校改善プランに基づき、学力向上に向け引き続き、チーム・ティーチングや習熟度別指導など、指導工夫改善やきめ細かな指導の充実、道教委のチャレンジテストを活用した振り返り学習などを進めてまいります。

小学校においては、今年度は道の授業改善推進チーム活用事業により３名の教員が推進チームとなり、３小学校を１週間ごとに回り、国語・算数科においてチーム・ティーチング行い、授業改善と学習規律の徹底を図っていく考えであります。

さらに、町費により小学校教育支援員を新たに配置し、低・中学年の算数科において、きめ細かな指導を行い、確実な基礎学力の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

中学校においては、美幌中学校の学級減に伴い、教職員定数が減員となることから、町費による臨時教員を特別に配置して、教科指導や生徒指導の充実を図ってまいります。

このほか、長期休業中における東京農業大学の大学生ボランティアによる学習サポート事業を年間１０日間、全小・中学校で実施、退職教員等を活用した放課後における補充的な学習サポートを行うとともに、家庭学習の習慣化を図るため、親子算数教室・国語教室の開催や、家庭学習の手引き、生活リズムチェックシートなどの活用を呼びかけるなど、保護者との連携に努めてまいります。

小学校３５人学級の実施。

小学校の全学年で３５人以下をめどとした少人数学級を実施し、児童一人一人の理解度や興味・関心を踏まえたきめ細やかな学習指導のため、３人の教員を町単独で配置し、質の高い教育環境を整えてまいります。

学校種間連携。

子供たちの学びや育ちの連続性を図るため、認定こども園や幼稚園・保育園（保育所）、小学校、中学校、高校へと進む過程で、それぞれの発達段階に応じ、不安をなくす指導ができるよう、入学説明会や体験入学、中１ギャップ対策として、小・中教

員の相互交流など、学校種間の連携を推進してまいります。

国際理解教育。

国際理解教育については、継続して１名の外国語指導助手を２週間ごとに中学校に配置するとともに、小学校及び教育相談室へも随時派遣し、コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進を図ってまいります。

健やかな身体の育成。

健康保持。

子供たちの健康の保持増進につきましては、定期的な健康診断による健康管理はもとより、感染症の予防に努めてまいります。とりわけ、小学校では、虫歯予防対策としてのフッ化物洗口を継続して実施するとともに、中学校では、喫煙・危険ドラッグを含む薬物乱用防止教室を開催するなど、適切な保健管理・指導を行ってまいります。

体力向上。

健やかな身体を育成するためには、日常的に運動に親しむ習慣を身につけさせることが大切なことから、学校における運動習慣の定着に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き、地域の協力のもと、水泳・スキー・スケート授業において、外部講師を生かした体育授業を実施してまいります。また、全ての学年で新体力テストの実施や全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を踏まえて、一校一実践など学校の特色を生かした効果的な体力向上の推進に取り組んでまいります。

生活習慣。

望ましい生活習慣を定着させるためには、よく体を動かし・よく食べ・よく眠るという規則正しい基本的な一日の生活リズムを身につけさせることが大切であります。生活リズムと学力・体力とは密接な関係にあることから、早寝・早起き・朝ごはん運動を基本に、家庭学習と毎日の運動の習慣化を図ってまいります。あわせて、学校や家庭での食に対する生活習慣の改善など、食育の推進にも努めてまいります。

豊かな心の育成。

道徳教育。

子供たちの規範意識や倫理観、自他の生命を大切にする心やふるさとを愛する心、善悪の判断などの道徳性を身につけさせることが重要との考えのもと、その推進に当たっては、文部科学省の「私たちの道徳」の活用や道徳の授業公開、地域の人材やさまざまな教育資源を活用した道徳教育の一層の充実を図ってまいります。

いじめ対策。

いじめ対策については、どこの子供にも、どこの学校でも起こり得るという強い共通認識を持ち、学校・家庭・地域・行政が、それぞれの役割を果たしながら、子供たちの小さなサインを見逃すことなく、未然防止・早期発見・早期対応に重点を置いた、いじめを生まない教育土壌を育む取り組みを進めます。また、いじめ防止基本方針に基づく、いじめ問題対策連絡協議会の開催により、日常的な情報の共有を図ってまいります。

あわせて、いじめ問題やネットトラブルの増加など、児童生徒を取り巻く環境が複雑かつ多様化している現状を踏まえて、生徒指導のための研修会や情報モラル教育の充実を図ってまいります。

読書活動。

読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものであります。

そのため、図書館司書との連携により、学校図書館の選書の充実、朝読書や読み聞かせなど、読書活動の充実を図ってまいります。

また、家庭での読書を通じて、家庭内のコミュニケーションを図ろうとする家読を引き続き推進し、子供たちの読書習慣の定

着と望ましい生活リズムの形成に努めてまいります。

教育相談体制の充実。

教育相談体制として、教育相談室に２名の専門的な知識を持った相談員を配置しています。教育専門相談員は、家庭や学校だけでは解決が難しい教育的な課題に取り組み、問題を抱える児童生徒や家庭の相談・指導・支援を行ってまいります。

不登校問題相談員は、いじめや学業不振、学校の集団生活になじめず不登校になっている児童生徒に対して、学校・家庭と連携をとりながら、学校訪問や家庭訪問等での相談や支援業務、サテライト授業による学習支援等を通して、学校復帰を目指すとともに問題解決に取り組んでまいります。

また、学校におけるＱＵテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の結果のもとに、学級集団を捉え、学級経営のあり方などの指導・相談・支援を行います。

特別支援教育の充実。

特別支援教育については、障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別指導計画、個別支援計画を作成し、関係機関などと連携した効果的な指導や支援に取り組んでまいります。

特別な配慮が必要な児童生徒には、学級編制等にあわせて介助員を配置するとともに、特別支援教育関係者への研修会を実施するなど、特別支援教育の充実を図ってまいります。

信頼される学校づくりの推進。

教員の資質向上。

教員は、教育の専門家として、子供たちや保護者の負託に応え、責任ある教育活動を展開できるよう資質・能力を高めるとともに、法令を遵守し、教職に対する使命感や倫理観を持って職務を遂行しなければなりません。

そのため、積極的に個人研修や学校外における各種研修、講座等への参加促進、組織的に取り組む校内研修、授業実践交流による授業の公開、研究協議を積極的に進めるなど、授業の改善、見直しに努めるとともに、教育局指導主事や町指導主事による学習指導や教育に関する専門的事項の指導助言を行い、教員の資質・能力や指導力の向上に努めてまいります。

学校評価と学校運営改善。

学校は、教育活動やその他の学校運営の状況について、みずから評価し、その結果を公表し、地域の教育力を積極的に活用しながら、地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。

そのためには、参観日や学校行事での保護者や地域の方々との交流を初め、学校評議員との懇談、学校だよりを通して、学校の状況や取り組みの様子を保護者や地域に発信するとともに、児童生徒や保護者のアンケート、教職員を含めた学校関係者の評価など、多くの意見を反映させた学校運営や教育活動の改善を進めてまいります。

教職員の服務規律の保持。

教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため職務を遂行すべき責務を負っていることや、子供たちの手本となるべき立場であることを自覚し、学校教育に対する町民の信頼を損なうことのないよう、法令等を遵守し、みずからの姿勢を正すなど、教職員一人一人が厳正に職務を遂行するよう指導を徹底し、服務規律の厳正保持に努めてまいります。

高等学校との連携協力。

平成２３年度に普通科と農業科が併設された新たな美幌高校が開校し、これまで学校の特色を生かした教育活動が実践されています。町内唯一の高校として、多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設の充実を要請する取り組みを進めるとともに、魅力ある高校づくりを支え、生徒確保に向けた必要な手だてを町行政と連携を図りながら実施

してまいります。

学校施設や良好な教育環境の整備・充実。

学校施設整備。

子供たちが、快適で安心して学べる良好な学習環境を維持するため、また、今後見込まれる児童生徒数や教育環境の変化に対応するため、適正な維持管理を行うとともに、計画的な学校施設設備の改修に努めてまいります。

新年度は、美幌小学校暖房監視装置取替え修繕、東陽小学校電気暖房機取替え修繕、東陽小学校屋外遊具更新、旭小学校給食用小荷物昇降機取替え修繕、旭小学校玄関スロープ改修、美幌中学校体育館床塗装、美幌中学校教育用コンピュータの更新などを実施いたします。

安全・安心な教育環境。

近年、大雨・地震・台風などの自然災害や交通事故、不審者による声かけなど、子供の安全を脅かす事件・事故が発生しております。

子供たちがみずからの力で、状況に応じた判断や行動を通して危機を回避する力を身につけられるよう、火災や地震、台風災害を想定した避難訓練や防災訓練を実施いたします。

また、交通安全教室の開催、自転車マナーの指導や防犯訓練、美幌町通学路安全推進協議会による通学路の合同安全点検、登下校の見守り活動などを計画的に実施してまいります。

さらに、不審者情報メールの配信や携帯電話・パソコン等のインターネット犯罪から子供たちを守る取り組みを進めるため、保護者、地域住民、関係機関と連携し、地域ぐるみの取り組みを進めてまいります。

学校給食。

学校給食では、学校給食摂取基準に基づき、必要なエネルギーや栄養素を満たすよう留意しながら、多様な調理法を組み合わせた献立作成に努めるほか、美幌産農畜産物や加工品を可能な限り使用するなど、地産地消の推進にあわせ、学校訪問指導を通じて地域農畜産業への理解を深める取り組みを引き続き行ってまいります。

また、食物アレルギー対策では、北海道教育委員会が策定した、学校における食物アレルギー対応の進め方に基づいた対応のため、学校給食運営委員会の機能強化を図ります。

あわせて、昨年に引き続き、アレルギー対応を必要とする児童生徒については、医師が作成する学校生活管理指導表を保護者が学校に提出し、これに基づいたアレルギー対応を行います。

町といたしましては、学校生活管理指導表を作成する費用の一部を引き続き助成し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

なお、給食センターは、開設後１８年が経過し、各種調理機器等が経年劣化したことにより、新年度はマイコンスライサー、配送用コンテナ、検食保存用冷凍庫などの更新、受水槽の修繕などを行うとともに、建物本体では屋根改修工事を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行事業については、旧町営バス路線を含め、委託８台、直営１台の９台で運行いたします。

運行に関しましては、児童生徒の利便性、安全運行に努めるのはもとより、少人数の登下校時の場合にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き経費削減と効率的な運行に努めてまいります。

社会教育の充実。

生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえる、活力ある生涯学習社会の構築のため、新たにスタートする第７次美幌町社会教育中期計画に沿って、あらゆる世代が、いつでも、誰でも、どこでも学べるよう取り組むとともに、人と人との関係を深め合い、町民一人一人の力を引き出し、活躍の

できる環境づくりに努めてまいります。

青少年の健全育成の推進。

家庭教育。

全ての教育の出発点である家庭や地域の教育力の向上に向けて、幼稚園家庭教育学級の活動を支援するほか、フレッシュママセミナーを継続していくとともに、広報紙等による情報提供などの啓発活動を行い、保護者の学習機会の拡充と子育て環境の充実を進めてまいります。

少年教育。

少年教育については、青少年関係団体や社会教育活動団体と連携し、心身を育む豊かな体験活動を通して、子供たちの健全な発達が図られるよう取り組みを進めるとともに、学校を核としたコミュニティの推進に努めてまいります。

青年教育。

青年教育では、はたちのつどいや青年交流会など、青年活動団体の自主的活動を引き続き支援するとともに、育成に努めてまいります。

青少年対策。

次代を担う青少年の健全育成のため、学校・家庭・地域の持つそれぞれの役割を生かしながら、子供たちを取り巻く社会環境の変化を把握し、情報交換を深めながら子供たちの安全確保や非行防止に努めてまいります。

生涯学習の推進。

成人教育。

成人教育については、町民の学習に対する要求に即した学習情報の提供を初め、今日的課題や興味に関するイマドキ講座の開催のほか、女性講座や女性リーダーの育成を引き続き行うとともに、サークル開催講座などにより、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供してまいります。

高齢者教育。

高齢者教育においては、多くの仲間とともに学び続けることで、生きがいのある充実した生活を送る一助になるよう、明和大学の講座内容の充実を図るとともに、明和友の会の自主的学習活動を引き続き支援してまいります。

また、高齢者の豊かな知識や経験を生かしたボランティア活動や世代間交流を推進してまいります。

芸術・文化活動の推進。

すぐれた芸術文化に触れる喜びとみずから表現する喜びを体験することは、町民の心を豊かに育む機会となることから、町民会館「びほーる」を核として、芸術や文化活動推進のため、支援を継続してまいります。

芸術文化鑑賞事業においては、文化連盟を初め、各種文化団体の協力のもと、あらゆる世代が質の高い芸術に直接触れる機会を引き続き提供するとともに、町民有志の実行委員会が行う事業に対しても支援してまいります。

また、各種サークル活動は、マナビティーセンターを拠点に、幅の広い学習活動・文化活動が展開されており、その主体的活動を継続支援してまいります。

スポーツの振興。

個々の体力や年齢など目的に応じて親しめるスポーツは、心身の成長を促し、活力を与え、健康保持や体力向上が図られます。

誰もがともに交流し、明るく豊かで活力に満ちた地域コミニティが活性化するためには、スポーツ活動に取り組むことは重要な課題となっております。

このような中、各種競技スポーツ及び生涯スポーツの普及・振興に努めるため、引き続き、体育協会及び総合型地域スポーツクラブとの連携・協働を図り、地域特性を生かした環境づくりを推進してまいります。

また、各種スポーツ団体の積極的な活動や指導者の育成などにより、少年団等多くの町民が全道・全国大会へ出場し、さらには、本町出身のスポーツ選手が全国大会や

国際大会で活躍されていることは、町民に大きな夢と希望を与えているところであり、これまでの活動の成果であるとともに、今後も期待しているところであります。

町民のスポーツへの関心がさらに高まり、それぞれのニーズに応じた活動に取り組めるよう、スポーツの普及振興を図ってまいります。

社会教育施設や良好な教育環境の整備充実。

図書館。

近年は、テレビやインターネットなど情報媒体の発展により、子供たちの活字離れや読書離れが危惧されています。

子供たちにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものであります。

こうしたことから、今年度より、従来の乳幼児１０カ月検診時のブックスタート事業、小学校１年生入学時のブックセカンド事業に加え、新たに、物事に対する興味や好奇心が生まれる時期の３歳児健診時に絵本を手渡すことにより、保護者へ読書の重要性を伝え、読書習慣の形成と子育て支援を図るため、ゼロ歳、３歳、６歳と切れ目のない「子ども未来絵本０３６事業」として拡充を図ってまいります。

また、美幌町の戦前からの新聞について、新聞紙の酸化が進み保存が困難になってきたため、今年度から２年間でマイクロ化及びデジタル化を図り、貴重な資料の保管と利用促進に努めてまいります。

さらに、平成２８年度から平成３３年度までの、第３次美幌町子どもの読書活動推進計画を策定し、関係機関との連携により、子供の発達段階に応じた読書活動の推進を図るため、さまざまな事業を展開するとともに、町民に親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

博物館。

博物館では、多くの町民が興味を抱き、ふるさとを知っていただくきっかけづくりとなるよう、各種の特別展・企画展等を予定しております。

教育普及では、引き続き各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、講座内容を拡充し、博物館教育につながるよう努め、多くの町民が博物館活動に関心を持ち、親しまれる博物館づくりを積極的に目指してまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検・巡視を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査として、道営畑地帯総合土地改良事業の昭美・豊栄・稲都福梅の３地区における予備調査、各種開発行為に伴う事前調査を予定しております。

町民会館。

既存町民会館の改修については、現在策定中の実施設計に基づき、これまでの多目的利用を基本に、「びほーる」との連動性を持った機能的な施設として、平成２８年度から解体工事、改築工事に着手し、平成３０年度に完成できるよう事業の推進を図ってまいります。

社会教育施設。

社会教育施設整備については、利用の実態や要望を踏まえ計画的に取り進めておりますが、新年度は、柏ヶ丘公園クロスカントリースキーコースの圧雪車導入、既存網走川河畔公園パークゴルフ場の充実整備などを予定しております。

【むすび】

以上、平成２８年度の教育行政執行に当たりまして教育委員会の方針を申し上げました。

教員委員会は、町行政や関係機関との連携はもとより、家庭や地域と協働して、これからのふるさと美幌を支える子供たちの健やかな成長と、町民一人一人が生き生きと学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

議員並びに町民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩します。

再開は１４時４５分とします。

午後　２時３５分　休憩

午後　２時４５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３９　一般質問

○議長（大原　昇君）　日程第３９　一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）〔登壇〕　それでは、ただいまから、戸澤が、みどりの村の将来像について一般質問をさせていただきます。

事前に通告しておりますが、まず第一に、みどりの村の将来像について。

１点目、あり方検討委員会の設置経緯及び現在までの進行状況について。

昨年９月に「みどりの村」のあり方検討委員会が設置され、数回の会議が行われたと承知していますが、委員会を設置するに至った経緯と、委員会の編成及び現在までの進捗状況についてお聞かせください。

２点目、公社としてのあり方について。

美幌みどりの村振興公社は、一つ、定員の抑制等による人件費の軽減、二つ、指揮系統の統一による合理的運営、三つ、収益事業の柔軟・弾力的対応などの観点から、平成元年３月６日に財団として設置をされ、平成２５年４月１日には一般財団法人へ移行したと認識していますが、設立から２７年経過した現在、町からの負担金が減少し、収益事業としての基盤が完成したのか。とりわけ公社設立当時から現在までの負担金及び管理委託料の推移と今後の支援の考え方についてお聞きします。

３点目、美幌エコハウスの成果について。

みどりの村には、２１世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業として環境省の補助金を受け、全国２０カ所の自治体の一つとして、我が美幌町が平成２２年３月２６日に美幌エコハウスを完成させましたが、町民の方々でこの美幌エコハウスを認知している人が何人いるでしょうか。言いかえれば、住宅建設をする際、この美幌エコハウスを参考として２１世紀環境共生型住宅を建設した人が何人いるでしょうか。

環境省の思惑は、このモデルハウスにより、２１世紀環境共生型住宅の建設促進だと思われるのですが、平成２２年３月以降の町内での美幌エコハウスを参考とした住宅建築はあったのでしょうか。

また、平成２２年３月完成以降の美幌エコハウスの利用状況は、平成２２年度こそ２００名余りでしたが、平成２３年度以降は年間で５００から６００名、年間の研修可能日分の研修利用日、いわゆる使用率から言えば３０％前後と認識しております。

しかしながら、町内利用者は年間で１５０名から１８０名で、全体利用者の２分の１から３分の１となります。せっかくつくったものですから、その目的を達成するための努力をすべきと思いますが、現在までの利用者数、利用率は町長として妥当とするのか、不十分と思っているのか、お聞きします。

４点目、修繕整備等の必要箇所の状況について

みどりの村の顔とも言うべき入り口付近に壁泉があり、そこでイルミネーションも行っていますが、せっかく来た人たちもＵターンしそうなほど老朽化が著しいように見えます。

また、博物館北側の壁泉に続く水路、そして森林公園内の階段など数カ所の修繕箇所があるように思われます。修繕必要箇所の認識、優先修繕箇所など、修繕の考え方

についてお聞きします。

５点目、関係諸団体等との連携状況について。

平成１５年から町内の桜の名所を創る会という団体が、みどりの村に桜の苗木等を１，０００本以上植樹し、平成２２年からは桜まつりというイベントを主催して、みどりの村の広報活動の一翼を担っていますが、このようにみどりの村の維持や広報活動に協力している民間団体について、町としてどのように受け入れ、公社側にどのように指示・依頼しているのか、お尋ねします。

次に、みどりの村と博物館の関係について。

みどりの村の地域内には、公社が運営するグリーンビレッジ、森林公園キャンプ場、美幌エコハウスと美幌町が運営する博物館が混在していますが、町民目線から言えば、あの地域全てがみどりの村であり、公社が管轄しようが、教育委員会が管轄しようが関係ありません。

そこで、質問ですが、公社と博物館の連携は十分に図られているのでしょうか。

例えば、博物館見学中の人がキャンプ場の利用について質問しても答えられるとか、キャンプ場を利用している人が博物館には何が展示されているかの質問に答えられるとかになっているのでしょうか。

また、広報上の連携は図られているのでしょうか。広報びほろを見ますと、博物館だよりのページはありますが、みどりの村だよりのページはありません。今月のお知らせコーナーにみどりの村の催し物が記載されてはいますが、みどりの村だよりとして催し物と博物館の案内をしたほうが理解しやすいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、２項目、６点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　戸澤議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、みどりの村の将来像について。

あり方検討委員会の設置経緯及び現在までの進行状況についてでありますが、１点目の質問のみどりの村のあり方検討委員会についてでありますが、博物館を含むみどりの村の利用者数は年々増加の傾向にありますが、施設の老朽化よる改修の時期が近づいており、また、一層の利用者増加に向けた取り組みの検討などが必要であることから、平成２７年９月に、一般財団法人美幌みどりの村振興公社の理事・評議員・幹事・美幌博物館職員合わせて９名の委員によるみどりの村あり方検討委員会を設置いたしました。

検討委員会の所掌事項は、みどりの村の今後の事業展開や各施設の利用方法及び修繕・運営体制などであり、これまで４回の会議を開催して、公社が行っている事業について必要性や見直すべき点、今後の事業のあり方について検証しています。

今後の会議では、施設の修繕や運営体制について検討を行い、平成２８年度の早い時期を目途に、町に対する提言を行うことを予定しています。

次に、２点目の公社としてのあり方についての御質問についてでありますが、公社への町からの負担金及び管理委託料の推移でありますが、公社が設立された平成元年当時は、博物館・農業館、交通ターミナル、林業館の施設管理を行っており、その委託料は約４，３６８万５，０００円でありました。その後、平成４年度には、農林漁業体験実習館の施設管理業務が加わったことによる職員数の増加などもあり、町負担金と管理委託料の総額８，３２７万８，０００円に増加して、ピークの平成１４年度には９，８４４万４，０００円に達しました。

以降は、町の厳しい財政状況を踏まえて、事務事業の効率化を進め、あわせて指定管理を委託する施設を見直した結果、平

成２６年度決算では４，３１２万６，０００円の支出となっています。

今後も利用者ニーズに即した事業運営が進められるよう、指定管理者である公社と連携を密接にしながら、効果的な管理運営に努めてまいります。

３点目の美幌エコハウスの成果についての御質問でありますが、同施設は、地元のＦＳＣ国際森林認証材を使用した、木の見える化やウッドマイレージによるCO_2の低減、温度差や太陽光のローカルエネルギーを最大限活用した低炭素な家づくりをコンセプトとしています。

住宅の特徴として、ローカルエネルギーである地中熱ヒートポンプやペレットストーブ、ペレットボイラー、太陽光発電、さらにはＦＳＣ国際森林認証町産材の活用があり、個人の住宅に当たっても、これらを取り入れる方々が一定数見受けられることから、コンセプトに沿った取り組みが地域に広がっていることが伺えます。

美幌エコハウスの利用は年間約１，０００人で推移していますが、この結果を満足とせず、今後も、みどりの村とローカルエネルギー、ＦＳＣ国際森林認証町産材がそれぞれ利用拡大につながるよう、効果的なＰＲなどの取り組みを進めてまいります。

４点目の修繕整備等の必要箇所の状況についての御質問でありますが、各施設とも建設から２０年以上経過しており、経年による劣化がさまざまな箇所で見受けられます。修繕を要する箇所は、指定管理者である公社職員が随時施設内を巡回しており、事故につながるおそれのある箇所は速やかに、その他の施設につきましても計画的に対応するよう、現在検討をいただいております、みどりの村あり方検討委員会の意見を踏まえて取り進めてまいります。

５点目の関係諸団体等との連携状況についての御質問でありますが、公社が行っている事業に対しては、桜の名所を創る会を初めとして、公社設立以来、自治会・農林業・商工・観光・教育など各方面の方々が団体・個人の立場で御協力をいただいており、事業の裾野を広げていくための大きな活力となっていますことを町としても感謝いたしているところであります。

みどりの村に対する協力の受け入れにつきましては、申し出があった場合、町や公社からお願いする場合のいずれにおきましても、目的がスムーズに達成できるよう、相手方と事前の打ち合わせをしながら進めております。

今後の事業展開におきましても、この関係をより一層発展・充実できるよう、御協力をいただいている皆さんと、町、公社のつながりを大切にしながら取り進めてまいります。

次に、みどりの村と博物館との連携状況についてでありますが、御利用いただく皆さんに、みどりの村一帯で快適な時間をお過ごしいただくため、両施設では連携してさまざまなことに取り組んでいます。

その一例といたしまして、イベントの案内チラシは両施設に配置しており、また、幾つかのイベントは同日に開催して、両施設でゆっくりと楽しんでいただいたり、小学生を対象とした宿泊体験学習の際に、講座の一部を専門的な知識を有する博物館学芸員が担うなど、より一層の連携推進の工夫をしております。

お尋ねの広報上の連携につきましては、現在はそれぞれが記事を掲載しておりますが、今後も限られた紙面スペースの中でわかりやすさに配慮した効果的な情報提供ができるよう検討を進めてまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。

よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　まず、あり方検討委員会について再質問をさせていただきます。

９名の委員は、公社の理事、博物館職員等、全て公社等の関係者で構成されていますが、設置趣旨が利用者増加の取り組みと施設の改修等であるため、一般町民を委員にしていないということでしょうか。本来ならば、キャンプ場利用者とか加工講習会、グリーンビレッジ、エコハウス美幌等の参加者・利用者など、広く一般町民の方にも加わってもらい、生の意見を聞いたほうがよいと思うのですが、あえて公社と関係者で委員会を組織した理由を聞かせください。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　ただいまの外部の意見をというお尋ねでございますが、委員会の構成につきましては、委員のお話のとおり、公社の役員で構成しております。

しかしながら、当然、外部の方、利用されている方、運営等に携わっていただいている方の意見も聞くことが必要だという認識をしており、今後の委員会の中では、そういった形で意見交換会等を開催していくことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　例えば、キャンプ場等の施設を利用した際にアンケートをとっているとか、そういうような意見を参考にしているということはないのでしょうか。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　申しわけありません。答弁が漏れていましたけれども、議員がおっしゃるように、例えば、キャンプ場だとかグリーンビレッジ、さらには各種講習会等の利用者に対してアンケートをとっている状況であります。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　それでは、先ほど言いましたように、今後、意見交換会を実施して、町民の方の生の声も取り入れていくということでしたので、ぜひそのようにしていただいて、公社職員等ばかりで検討会を開いても本当に町民の生の声は反映されないという思いがありますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次に、今回のあり方検討委員会の内容というのは、現在の施設の枠の中の話のように受けとめました。みどりの村の将来像にはなっていないのではないかという気がしております。

これは私見ですけれども、みどりの村一帯は、美幌町にとって観光資源となり得る可能性を十分秘めていると思います。近くにはスキー場があり、少し南に進めばパークゴルフ場があり、さらに、その上には柏ヶ丘運動公園があります。美幌町にとっては柏ヶ丘からスキー場までがスポーツフィールドになるのではないでしょうか。

現在、都橋の離れた位置に峠の湯がありますが、いつまでも温泉が出るとは限りません。いつかは枯渇するのではないかと思います。みどりの村に、人工温泉でもいいですから、阿寒山脈と知床連山を一望できる入浴施設をつくり、近隣の畑を買収してラグビー、サッカーなどができる施設をつくり、山を利用して夏でもクロスカントリーやモトクロス、冬はかまくら体験やスノーモービルなどなど、そして、美幌小学校から真っすぐ西に進んだ旧美幌自動車学校のところから橋をかけて道路をつくると。考えれば考えるほど夢が広がるのですけれども、まして、女満別空港から３０分以内の位置にありますから、スポーツ合宿や観光客など、いっぱい呼び込めるのではないかと思います。

ただし、膨大な資金はかかります。だから、１０年、２０年ではできない話です。完成するには５０年先の話になると思います。しかし、そういった青写真をつくらないと一歩も前へ進みません。駅舎２階に完

成した「きてらす」も２万人の利用者です。林業館跡ですから、もうあれ以上拡大はできないと思います。私は、昨年４月の選挙戦で訴えました。なぜみどりの村ではなく駅なんだと。逐次建物を増築できる広さもあるし、ほかの施設との相乗効果もあるのに、何で駅なんだと。

このように、３０年先、５０年先を見据えたみどりの村の将来像について検討する機会はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　５０年先の青写真がなくては前に進まないという非常に重みのあるお言葉だと思います。当然、検討委員会の中でも、議員さんの一般質問からこのようなお言葉があったということも報告しながら、また議論をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　第６期総合計画をつくりましたけれども、１１年計画なのです。このみどりの村の青写真というのは、この構想には当然入ってきません。ただし、こういう青写真がないと総合計画にも当然反映できないと思います。ほかの施設をつくるにしても、こういう大きな構想というか青写真がないと、またいろいろな施設が分散されてしまうという結果にもつながりますので、みどりの村に限らず、こういう施設の配置について、やはり青写真をつくっておく必要性があると思いますが、町長、いかがでしょうか。そういう話を設ける場というのはないでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　戸澤議員がおっしゃるように、あの一帯は開基１００年のときに目玉事業として取り組まれた事業だと、そのように承知しております。

そんな中で、当初から、教育施設なのか観光施設なのかということで、まちを二分するようなお話もありましたし、温泉もあそこで電波探査をやった経過もありまして、そんな中で現在の位置に落ちついているということであります。

５０年先を見通すというのは、今の状況の中では大変厳しいと言わざるを得ないと思います。青写真がないと物語も形にならないということだろうと思いますけれども、私としては、気持ちとしては非常によくわかる話でありまして、夢を語りながら現実的な対応もしていかないといけないということで、今はどちらかというと現実対応のほうで非常に厳しい状況にあります。

それこそ、我々は少子高齢化の中でやってきましたけれども、人口減少という大きな問題も最近脚光を浴びてきているということでありますので、おっしゃることは非常によくわかりますし、なかなかハードルは高いし難しいと思いますけれども、機会あるごとに職員に対しましてもそういった啓発をしながら、私自身も目線を高くして、将来に向かって何ができるかということをしっかりと考えていきたいと思っております。

そういった意味で、すばらしい提言をいただいたなと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　５０年先を見据えた青写真をぜひ描いていただきたいと思います。

それでは次に、公社としてのあり方について再質問をさせていただきます。

先ほども述べましたけれども、経費の軽減等を目的に公社にしたということで、設立時と比べ、委託内容に差異はあるものの、さほど経費の軽減が図られていないということで受けとめました。

昭和６３年というのは、町の直営事業だと思うのですが、その当時の事業費は幾らぐらいだったのか、お聞かせください。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　昭和６３年当時の事業費ということでありますが、お尋ねの昭和６３年度は、公社の設立が平成元年の３月に設立したということで、現在のように公社が受け皿となった各施設の維持管理業務は行っておりませんでした。町が直営で行っている状況でありました。

さらに、当時は、農村公園の施設整備やみどりの村の周辺の道路整備を行っており、そして、町の財務会計処理も現在のような事業別予算となっていないことから、農業館費・観光費・博物館費など、目の中に維持管理事業費だとか整備費、さらには、施設本来の調査だとか活動費、そういったような全ての事務事業に要する経費が計上されており、非常に大くくりとなっていて、詳細な把握ができないということをまず御理解いただければと思います。

その中で、みどりの村に要する経費として昭和６３年度の中で明確に区分されておりますのは、公社設立に要する基本財産の３，０００万円、並びに管理費用として９４万５，０００円、農村基盤総合整備事業費として外周の道路整備で約６，０００万円、農村公園の野外緑地広場として３，７００万円の合計約１億３，０００万円は明確になっております。

そして、このほかの博物館・農業館、交通ターミナル、林業館の維持管理、運営に要する経費につきましては、冒頭に申し上げましたように、目の決算の内数としてしか捉えることが困難であるということを御理解いただければと思います。その内数の金額としましては、最大で約９，９００万円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　ここで何を聞きたかったかというと、要するに、直営のままだったらどうだったのかということです。要するに、今、公社にしたことによって経費が直営のときよりも軽減できたのかどうかということを聞きたかったのですが、今の状態でなかったからわからないということですね。

先ほども言いましたように、平成元年設立当時から比べても、さほど軽減はされていないという認識はお互いに合っているのではないかと思います。本来ならば、公社みずからが収益を上げて、町の負担金等がゼロというのが多分理想なのでしょうけれども、管理運営以外で、例えば収益に関して行政側が公社に対して指導を依頼している事項があればお聞かせください。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　指導依頼といいますか、公社も公社自身で、いかにみどりの村の事業を魅力あるものにしていこうということに、内部でも努めておりますので、例えば講座を開催したりＰＲに努めて利用客を呼び込むような工夫をしております。

そのことによって収益が上がれば、その分、町の指定管理料も減額になっていくということと、さらには、町もそうですけれども、公社独自の経費の見直しだとか経費節減に努めており、負担金の軽減につながっているものだと考えております。よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　先ほどの１回目の答弁で、平成元年当時は４，３００万円ちょっとの委託料だと。平成２６年度も４，３００万円だと。プラスマイナスにしたら、設立当時から町の負担金委託料は減ってもいない。本来は減らさなくてはならないと思うのですけれども、先ほど答弁の中で、いろいろな事業をやって収益を上げているのだと言いつつも、実際の負担金は減っていないという現実があります。その中で、今後、収益を上げさせるためにさらに行政側としてどのように考えるのか、何か

考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　まず、平成元年と今との違いでありますが、平成元年度の時点は、博物館・農業館と交通ターミナル・林業館、建物で言いますと、この二つの建物を維持管理しておりました。

今現在は、これにグリーンビレッジ・農林漁業体験実習館がふえて、さらには交通ターミナル・林業館は別の法人が指定管理しております。

そして、博物館・農業館につきましても、一部のみを維持管理しておりますので、そういった対象となる施設が大きく変わっているということはあります。

さらには、職員数につきましても、当時と比較してかなり減となっておりますので、そういったこともあって、内部努力ということで経費節減に努めている状況であります。

あと、収益を上げる方法につきましては、これまでも、先ほどのあり方検討委員会の話にもありますけれども、もっと情報発信をしながらお客様を呼ぶというような話もあります。それから、キャンプ場は非常に人気がありまして、夏場であれば外国からもお客様が来られているということで、口コミで広がっていって、利用客の増につながっていると考えております。よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　対象が違うということで、対象物を考えれば収益が上がっているという認識と受けとめました。

時間がないので、次の質問に移ります。

美幌エコハウスというよりも、広報のあり方について質問をさせていただきます。

美幌町が作成する広報びほろですとか、ホームページ、あるいは大型スーパー等でポスターなど、みどりの村で行っている催し物をよく目にします。エコハウスの研修利用者にしろ、加工講習会にしろ、グリーンビレッジ宿泊者にしろ、利用者がさほど大きく増加していないように思われます。先ほどの質問にも関係してきますが、収益を上げるためには、もっともっと人を呼び込まないとだめだと思います。行政側としてできることは限られると思いますが、例えば、毎年７月に実施している観光和牛まつりをぜひみどりの村でやってもらうとかの働きかけは行政にしかできないと思います。町外からも数多くの方が来られる観光和牛まつりをみどりの村で行えば最大の広報効果となると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　観光和牛まつりの会場をみどりの村へ変更してはどうかというお話でございますが、美幌観光和牛まつりは、網走川河畔公園を会場に約１万５，０００人ものお客さんに真夏の一日を楽しんでいただいております。そして、このイベントにつきましては、観光物産協会が中心となった実行委員会で広大な河川敷の敷地を利用したさまざまなアトラクションのメニューを検討した上で開催されているというのが実態であります。

御提案の観光和牛まつりの会場をみどりの村へ変更してはどうかということでありますが、みどりの村としましては、お客さんがたくさん入っていただけることは非常にありがたい部分ではありますが、一方では、駐車場だとか、これまでやっていますアトラクションだとか、河川敷の広大なロケーションを利用してだとか、そういった敷地スペースに関するさまざまな課題が考えられております。

今後、実行委員会に対しては、こういった御提案がありましたということは申し伝えていきたいと思いますが、課題がかなりあるということを御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　敷地の広さで言えば、多分、みどりの村も負けないぐらいの敷地はあるのかと。ただ、ステージをつくったときに、そのステージを一万何千人がみんな見られるか、スペースがあるかといったら、確かにありません。しかし、ステージを見ながら実際に焼肉をやっている人が本当に何人いるかです。例えば、ステージでなくても、グリーンビレッジの広場ですとか、いろいろなところに広場があると思います。そこに焼肉の炉を置くことは十分可能だと思います。

確かに駐車場はないと思います。ただ、網走の流氷まつりに行った方はわかると思いますけれども、シャトルバスを走らせているわけです。ステージをつくる経費があれば、多分、シャトルバスぐらい走らせられるのかと思います。駐車場は、今までの河川敷を使って、シャトルバスを走らせれば幾らでも収容できるのではないか。

やり方を考えれば、いろいろできる可能性は秘めていると思いますので、行政側では決められないことですから、みどりの村のＰＲという観点を第一に考えれば、そういうことも可能なのではないかなと思われますので、ぜひひとつ御検討をいただきたいと思います。

次に、これは行政側には直接関係ありませんけれども、年に４回、イルミネーションを行っていると思います。みどりの村まで行かないと明かりが全然見えません。私も行ったことがあるのですけれども、リリー山スキー場の明かりは大空町からでも見えます。また、飛行機の中からでも見ることができます。

例えば、森林公園内にある緑の砦、あれは日中でも建物が見えます。あそこにイルミネーションを飾りつければ、遠くからでも光が見え、あの光は何だろうと思って近くまで行って、そこに、さらに今までのようにすばらしいイルミネーションがあると。そうすると、こんなところに建物があったのか、では日中に来てみようかとなるかもしれません。電気を引っ張ったりと大変なところもありますけれども、今はソーラーで十分蓄電できる能力があると思います。初期費用はかかりますけれども、広告料と考えれば安いのではないかと思います。

これは公社側の話ですから回答は要りませんけれども、いろいろと考えれば、よいアイデアは出てくるのではないかと思います。

今後、公社が考える効果的広報に期待をいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、修繕について再質問をさせていただきます。

修繕については、あり方検討委員会の意見を踏まえて進めていくとのことでしたが、行政側としての意見はどの程度汲み取っていただけるのか。負担金等を支出しているわけですから、ある程度意見を聞いてくれると思うのですけれども、努めて早く入り口の壁泉は修繕すべきと思いますが、行政側としての考え方についてお聞かせください。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　お尋ねの壁泉の件でありますが、壁泉につきましても、いかんせん平成十四、五年ぐらいのときでありますけれども、町の財政も非常に厳しいということで、公社事業のほうも経費節減に努めている中で、壁泉の通水を停止して以降、現在に至っているという状況であります。

今後、もし壁泉の通水を開始するとなったら、当然、何年も通水していない状況ですので、管路だとか目地などの点検等が必要になってくることが予想されます。これらにつきましても、あり方検討委員会の中で、どうしたらいいかということを話題提

供しながら考えていきたいと思います。

また、修繕につきましては、建物本体は、施設設置者の町で手当てする部分がございますが、こちらにつきましても、修繕計画等をにらみながら、計画的に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　壁泉を水が流れるようにもとに戻して直せという言い方をしているわけではなく、あそこがみどりの村の入り口ですから、あそこに来て、何かおもしろいものがある、さらに上に行ってみようかと思えるように直すと。例えば、これは私見ですけれども、あそこに若干のクライミングできるようなものをつくるとか、下の池のようになっているところで電気自動車を走らせるようにするとか、いろいろなアイデアはあると思います。いずれにしろ、あそこの入り口でＵターンしそうな状態はまずいと思いますので、もし公社側に意見を言えるのであれば、ぜひそのようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　今、Ｕターンしてしまいそうだというようなお話がありましたけれども、イルミネーションもあそこにつけているのは、みどり村をＰＲするということもそうですし、中にぜひいらしてくださいという誘導的な仕掛けの一つでもあります。さらに、キャンプ場だとか、中に入っていただきたいという思いは公社のほうも同じですので、これからその辺を十分検討していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　ぜひ、入り口については早目に何とかしてもらいたいと思います。

次に、関係団体等との連携状況について質問させていただきます。

団体・個人の立場に応じた協力に対して、その目的がスムーズに達成できるように取り進めているというような回答でしたけれども、桜の名所を創る会は、会費から桜の苗木を購入して植樹をし、また、桜まつりのためのポスターやビラの作成・配付、そして、峠太鼓・合唱団・カラオケ同好会等の団体の出演交渉など、全て会員の会費で事業を行っております。これも全て将来的にみどりの村を桜の名所にして人を呼び込みたいという一心から行っております。

公社には、植樹後の桜の手入れなど一部負担をおかけしているところはありますが、私も会員の一員として、行政側の対応は決して積極的とは思えません。和牛まつりにしろ、夏まつりにしろ、冬まつりにしろ、町が主催している事業ではないけれども、広報びほろに載せたり、あるいは美幌町のホームページで宣伝を行っています。桜祭りは一切触れられていません。見たことがありません。平成２２年からもう５回も実施しております。主催者側が掲載の依頼をしていないからかもしれませんけれども、広報びほろ平成２６年５月号の今月のお知らせコーナーを見ますと、桜のライトアップと桜マップを記載しています。そこをよく見て、桜祭りは載っているかと思ったら、載っていないという状況です。団体としては、せっかく企画した事業ですから、多くの町民の方に、みどりの村にたくさん桜があるよ、お祭りをやっているよという思いで、会員みずからがビラを配りポスターを張ったりしております。

桜の名所を創る会を例として挙げましたけれども、このような団体等にもっと積極的にかかわり、行政としてでき得る支援を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　今、桜の名所を創る会のお話が出ましたが、当然、ボランティアでやっていただくだとか、そういったようなことがあります。それぞれ役割分担もございますので、打ち合わせをしながら、公社はどういったことをやる、町はどういったことをやる、実行委員会はどういったことをやるという役割分担をしながら、お互いのできる範囲の中で取り組んでいくように努めている状況であります。よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　みどりの村でそれぞれいろいろな事業をやっている団体、それから個人についても、みどりの村をよくしたいという思いは一緒だと思います。行政側の思いも一緒だと思いますので、ぜひお互いに思いを一緒にして、支援できるところは支援し合おうという姿勢で今後も行っていただきたいと思います。

最後に、みどりの村と博物館の連携状況について再質問させていただきます。

お恥ずかしい話なのですけれども、私は、議員になる前、博物館と公社は別物で、教育委員会が所掌だということは知りませんでした。また、公社も経済部が所掌しているということも知りませんでした。博物館を含めてがみどりの村で、町の第三セクターあたりで運営しているぐらいにしか思っていませんでした。

行政の中にいると、どうしても行政の職員とかＯＢの方、あるいは、まちづくりにかかわった人ぐらいしか博物館とみどりの村は別物だと理解できている人はそんなにいないのではないかと思います。

どこの職場でも、特に公務員に多いと思うのですけれども、長くいればいるほど、職場の中でやっていることが常識であり、正しいと思いがちだと思います。博物館とみどりの村は、管理運営は別物だということが当たり前になり、町民もみんなわかっているはずだという状態なのかと。しかし、現実は違うということです。町職員という行政マンは、何をやるにしても町民目線で物を考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今の御指摘について、職員が長くいて、そういう傾向に陥るということを肯定するつもりはありませんけれども、いずれにしろ、私も日ごろから、町民の皆さんの目線に立って、立場に立って何ができるかというところを、仕事をやる上でのベースになる部分をしっかりと持っていきましょうということを言っておりますので、多分、そういう職員はいないと思います。万が一、いるとしたら、この放送を聞いていると思いますので、悔い改めてほしいという思いであります。御理解をいただきたいと思っております。

みどりの村を昭和６３年につくったときには、一体的に取り組んで公社に委託したという経過があります。町民の皆さんから見ると、今、戸澤議員がおっしゃるように、町がやっているのだろうという見方とか、事情を知っておられる方は、公社と町、教育委員会がやっているのだと。ただ、一般の方には、どうしても町がやっているのだという受けとめ方をされると思います。いずれにしろ、公社も私どもの経済部が所管しておりますし、博物館は教育委員会が所管しております。行政がどこかでかかわりを持っているわけですから、横の連携をしっかりしながら、公社であろうが、教育委員会であろうが、町の施設であろうが、住民目線に立った取り組みをしっかりとしなければいけないと、御指摘いただいたことをしっかりと受けとめていきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　町長の思いも私の思いも一緒ですので、ぜひひとつ町民目線

で、みどりの村であろうが博物館だろうが町民目線は一緒だということを肝に銘じて今後も取り組んでいただきたいと思います。

みどりの村と博物館は、今後もより一層連携をしていくということで、最後に２項目６点について質問をさせていただきましたけれども、みどりの村が、将来、美幌町のよき財産となることを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　特にこの施設は、遅効性といいますか、しゃきっとプラザもそうだったのですけれども、当初建設して設置したときには、町民の皆さんにはなかなか御理解をいただけなくて時間がかかりましたが、先ほど経済部長が話しましたとおり、今では、夏のキャンプ場の中にレンタカーで台湾の方が来ていただいたり、イギリスの方に来ていただいたり、今はどんどん脚光を浴びています。一方で、博物館においては、特別展を初め、企画展も充実した中でやっておりますので、今まさに脚光を浴びている施設だろうと思っております。そのような中で、効果が出るのが遅いと言われておりますけれども、しっかりとこれをいい流れにしていきたいと思っております。

「びほーる」と違って、即効果が出るという施設ではなくて大変御心配をおかけしておりますけれども、こういった流れをしっかりと受けとめて、美幌町になくてはならない施設だと、今後においても町民の皆さんの評価をいただけるような施設にぜひしていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただいて、御支援、お支えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　これで、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原　昇君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原　昇君）　本日は、これで延会いたします。

午後　３時３７分　延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員